

平成26年第2回鮫川村議会定例会会議録目次

第1号 (3月7日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議事日程の報告	4
諸般の報告	4
村長挨拶	5
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
一般質問	8
宗田雅之君	8
星一彌君	19
関根政雄君	30
前田武久君	44
議案第5号～議案第11号の上程、説明	60
議案第12号～議案第19号の上程、説明	62
議案第20号～議案第28号の上程、説明	71
議案第29号～議案第31号の上程、説明	76
散会の宣告	77

第2号 (3月13日)

議事日程	79
本日の会議に付した事件	81

出席議員	8 1
欠席議員	8 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 2
職務のため出席した者の職氏名	8 2
開議の宣告	8 3
議事日程の報告	8 3
諸般の報告	8 3
議案第 5 号～議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	8 3
議案第 1 2 号～議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	8 5
議案第 2 0 号～議案第 2 8 号の代表質疑、討論、採決	8 9
議案第 2 9 号～議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	1 0 2
請願第 1 号の審査結果報告、質疑、討論、採決	1 0 3
請願第 2 号の審査結果報告、質疑、討論、採決	1 0 4
陳情第 1 号の審査結果報告、質疑、討論、採決	1 0 6
日程の追加	1 0 7
諮問第 1 号の上程、説明、採決	1 0 7
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
閉会中の継続審査申し出について	1 1 0
閉会の宣告	1 1 0
署名議員	1 1 1

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成26年第2回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年3月7日(金曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第5 議案第6号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第6 議案第7号 鮫川村社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第7 議案第8号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第8 議案第9号 鮫川村河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第9 議案第10号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第10 議案第11号 鮫川村肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例

提案理由説明

日程第11 議案第12号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算(第7号)

提案理由説明

日程第12 議案第13号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

提案理由説明

日程第13 議案第14号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第3号)

提案理由説明

日程第14 議案第15号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

提案理由説明

日程第15 議案第16号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第16 議案第17号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第17 議案第18号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）

提案理由説明

日程第18 議案第19号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

提案理由説明

日程第19 議案第20号 平成26年度鮫川村一般会計予算

提案理由説明

日程第20 議案第21号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計予算

提案理由説明

日程第21 議案第22号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算

提案理由説明

日程第22 議案第23号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

提案理由説明

日程第23 議案第24号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計予算

提案理由説明

日程第24 議案第25号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計予算

提案理由説明

日程第25 議案第26号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計予算

提案理由説明

日程第26 議案第27号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

提案理由説明

日程第27 議案第28号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

提案理由説明

日程第28 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

提案理由説明

日程第29 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

提案理由説明

日程第30 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（11名）

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	6番	蛭田	武彦君
7番	星	一彌君	8番	関根	政雄君
9番	山形	郁夫君	10番	早川	正博君
11番	前田	武久君	12番	坂本	忠雄君
13番	前田	三郎君			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大樂	勝弘君	副村長	白坂	利幸君
教育長	奥貫	洋君	総務課長	芳賀	亨君
企画調整課長	石井	哲君	住民福祉課長	鈴木	眞理子君
農林課長	村山	義美君	地域整備課長	近藤	保弘君
補佐			代表委員		
教育課長	小松	毅君	監査委員	齋藤	實君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	増谷	隆夫	書記	渡邊	敬
------	----	----	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第2回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫） 諸般の報告をいたします。

議案第5号から議案第31号までの27議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

受理しました請願、陳情は配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。

本議会に、村長、教育委員会教育長、代表監査委員及び農業委員会事務局長に出席を求めました。

村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。

次に、議員派遣、出張関係であります。

初めに、議員派遣であります。2月18日、東白川地方町村議会議員研修会のため、議員10名を棚倉町に派遣いたしました。

出張関係であります。1月27日、福島県町村議会議長会理事、幹事合同会議のため議長が福島市に、1月29日、第4回東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、2月24日から25日、福島県町村議会議長会及び平成25年度第2回定期総会のため議長が福島市に、2月26日、平成26年第1回白川地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため星一彌議員

及び前田武久議員が白河市に、同じく26日、東白川郡森林組合第47回通常総会のため議長が埜町に、2月27日、東白川地方地域医療推進協議会設立総会のため議長が埜町に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田三郎君） 村長から発言の申し出がありました。これを許します。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

平成26年第2回鮫川村議会定例会の開催に当たりまして、全議員ご出席のもとに議案のご審議をいただきますこと、厚く御礼を申し上げます。また、議員の皆様には3月1日の修明高校の鮫川校卒業式にご出席をいただきまして、大変ご苦勞さまでございました。

さて近年、異常気象によるものと考えられる気象災害が頻発しております。12月には、19日から20日にかけての大雪、そして先月は8日、9日と、そして1週間後の14日、15日にかけての2回の大雪、そのうち14日、15日の大雪は本県だけでなく関東甲信地方を含めた広範な地域に甚大な被害をもたらしました。この原因は日本列島に沿って進むいわゆる南岸低気圧が異常に発達し、これに大陸からの強い寒気が吹き込んで大雪となったものであります。農業用パイプハウスを中心に大きな被害を受け、農業経営継続に大きな影響を与えておりますので、この対策に万全を期してまいり所存であります。

この問題につきましては、一般質問にも出ておりますので、詳細につきましてはそちらのほうで答弁をさせていただきたいと思っております。

次に2月中旬から確認運転をしておりました仮設焼却炉についてであります。2月25日に採取しました排ガスの検査結果をもって17日に開催予定の監視委員会で報告をすることになっております。この検査結果が基準値を下回っている場合には、隣接町村に説明の上、本格運転に入る予定になっております。自宅周辺に仮置きされております方々から早期の搬出を要望されておりますので、一日も早い焼却開始、完了が望まれるところであります。

次に、原発事故後、牧草の暫定許容値の急激な厳格化に伴い、村が実施してまいりました東電の賠償金を原資としての輸入乾草供給事業についてであります。牧草地の除染事業も

順調に進み、除染後の牧草の給餌が可能になってまいりました。給餌が可能になってまいりますと当然、東電からの賠償金もいただけなくなりますので、この6月をもって終了する予定で進めてまいりますので、ご理解をお願いするところであります。事業の取り組み時に際しましては、議員皆様方のご支援とご協力に感謝を申し上げたいと思います。

さて、今定例会でご審議いただく議案についてであります。平成26年度会計予算、一般会計と8つの特別会計合わせて9議案、平成25年度の予算補正にかかわる議案が一般会計補正予算と7つの特別会計補正予算の8議案、条例関係議案が7議案、その他の議案3議案、合計27の議案であります。このほかに追加議案として人事案件を1件予定しているところであります。

平成26年度は、鮫川村の第3次振興計画の最終年にも当たりますので、「まめな暮らしを生かした村」「人の集まる活気のある村」「みんなが安心して暮らせる村」の実現を目指した施策の推進とともに、東日本大震災からの復興対策、原発事故による放射能対策を優先施策として進めてまいり所存であります。

一般会計予算につきましては、前年度と比較しまして7.5%、2億1,800万円の増の31億3,600万円、特別会計が8会計合わせまして13億1,300万円で前年と比較しまして約3,000万円、2.3%の増となり、一般会計と特別会計を合わせました総予算が44億4,900万円となります。前年度と比較しまして額にしておよそ2億4,800万円、率にして5.9%の増額予算となりました。

新年度の主要事業につきましては、過日の議員協議会で説明しましたので割愛させていただきますが、それらの財源につきましては、法人・個人の村民税は前年度対比4.7%増の1億920万円を見込みましたが、村税収入の合計は2億5,462万6,000円で前年と比べますと0.6%の微増であります。地方交付税交付金につきましては、前年度比0.9%増の14億1,285万7,000円と見込み、村債につきましては前年度比4,533万円、39.3%減の2億2,450万円で、減少の主なものは臨時財政対策債7,613万円、43.2%減であります。歳入歳出の財源の調整を図るために財政調整基金から1億3,000万円、東日本大震災復興基金から1億1,784万円、教育施設整備基金から2,220万円、交流施設整備基金から4,410万円など、合計3億2,693万8,000円の繰入金を上し、予算を編成したところであります。

ご提案しました議案につきましては十分ご審議をいただき、原案に賛同いただきますようお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

○議長（前田三郎君） これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

10番 早川正博君 及び

11番 前田武久君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の召集に当たり議会運営委員会が開かれております。その結果について議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告を申し上げます。

去る2月28日、議会運営委員会を開催し、本定例議会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については、本日から3月13日までの7日間とし、日程についてはお手元に配付してあります日程表のとおりであります。

この会期、日程等についてご賛同賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（前田三郎君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は議会運営委員長報告のとおり、本日から3月13日までの7日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（前田三郎君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長（前田三郎君） 2番、宗田雅之君。

[2番 宗田雅之君 登壇]

○2番（宗田雅之君） 平成26年第2回鮫川村定例議会において、2点について村長にご所見をお伺いいたします。

まず1点目、田畑、里山の除染について。

村の1次産業を維持し、村で推進している有機農業を進めていくには、原発事故による汚染された田畑の一層の改善と里山の除染は必要不可欠のことであると考えますが、田畑の除染の現況はどのようになっているのか、また、有機農業にとって大事な木の葉と農村生活の豊かさ、喜びを与えてくれる里山をどのように以前の里山に戻していくのかは、中山間農業にとって大変意義のある施策だと思いますが、村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田雅之議員の最初の質問であります除染についてお答えを申し上げます。

平成23年3月11日の東日本大震災及び原子力災害が発生してから、間もなく丸3年目を迎えようとしております。議員おただしのとおり放射能汚染は本村の農林業、畜産業を初めとする基幹産業への甚大な被害をもたらし、さらにはかけがえのない美しい里山景観が一瞬にして汚染をされてしまいました。災害が発生して以降、一日も早く原発事故前の美しい村を取り戻そうと除染などに取り組んできたところでありますが、実施状況についてお答えを申し上げます。

まず、農地のうち水田の除染についてであります。セシウム吸収抑制対策として水田農家に塩化カリ剤を春先において配付し、耕起時の施用散布を促しております。昨年、平成25年産から実施をさせていただきました。対象の水田面積は323ヘクタールとなっております。この吸収抑制対策、塩化カリ配付は、26年及び27年産まで県の補助金が続く限り継続してい

きたいと思います。

また、このほど村で独自に行ってまいりますモニタリング調査結果がまとまり、村内の農地253カ所を測定しました農地土壌放射能測定マップを各戸に配付したところであります。村全体の3年間の平均測定結果を見ますと、土壌に含まれるセシウムの量が23年度は482ベクレル、24年度は318ベクレル、25年度は299ベクレルと毎年測定数値が下がってきております。被災年である23年度と25年度の対比では、62%まで減少した測定結果となっており、放射能汚染が徐々に低減していると判断することができます。

次に牧草地の除染についてであります。転作用及び牧草畑について24年度においては68ヘクタール、25年度においては57ヘクタールを実施いたしました。反転耕による除染を行った圃場は、翌年一番草を採取し県によるモニタリング調査を受けます。測定結果が基準値100ベクレル以下であれば飼料の使用が可能となります。24年で実施しました圃場は全て制限解除になっております。25年度に除染した圃場の県モニタリング調査は、今春に行うことにしております。また、平成26年度は30ヘクタールについて除染を実施する予定であります。

問題となっていますあぜ草の餌給あぜ草、あるいは一般土手草の餌給使用については各農家でモニタリングを行うことになってはいますが、その結果が基準値以下であれば給餌が可能となりますが、個々の農家による自主的な検査は非常に困難であります。このため村が希望農家を取りまとめるなどの計画を立てて、調査を実施する予定としております。あぜ草の餌給解除につながるよう取り組んでまいりたいと考えています。このあぜ草が利用できないと本当の鮫川村の農家の改善というか、いままでどおりの給餌ができないわけです。この辺いろいろ今後も課題となりますので、この辺が無償配付の見極めにつながるのではないかと思います。

次に、有機農業の推進や里山機能の回復についてのお答えをいたします。

村の里山景観は、各農家の皆さんの農業の営みによって維持され守られてきました。しかし、原発事故発生以来、落ち葉の収集ができなくなるなど有機農業への障害となっているのが現状であります。森林除染については、有効な対策がとれず、今後大きな課題であると思っています。

平成26年度から農水省の新規の事業であります福島森林再生事業がスタートいたします。これは停滞する林業の振興を図りながら森林からの放射能物質の削減と拡散防止を目的としております。間伐、除伐を行うことにより放射線量が15%から20%減量されるとしております。村として事業採択を事業の推進により今後の効果があらわれるよう期待しているところであります。

ります。有機農業を初め本村の目指す環境循環型農業は厳しい状況にあります。この目標を見失うことなく中山間農業の振興に取り組んでまいりたいと思います。

以上で2番、宗田雅之議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 村では24年3月に復興計画というものを策定していると思いますけれども、23年から25年の3年間を集中復興期間、26年度から計画終期までは再生からの発展の期間として安心・安全な食の再生「ゆうきの里づくり」、豊かな生態系の再生などにより「まめで達者な村づくり」の施策の発展を図るとありますが、26年度以降の食の再生、ゆうきの里づくり、豊かな生態系の再生にどのような施策をもって取り組んでいくのか、それをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今後の鮫川村の農業の取り組み方ですが、議員ご承知のとおり25年2月に堆肥センターが稼動しました。これらの利用により鮫川村、農薬あるいは化学肥料に頼らない有機農業の村づくりをできないか、そういった有機農業で手間暇かけた農業で平場の農業との差別化を図っていきたい、そういう思いでおります。

ただ、この有機農業というのは、そう簡単にできるものではありません。恐らく化学肥料、農薬を使わなくなってから10年以上経過しないと本物の農産物の生産はできないのではないかと思います。あるいはその価格が果たしてその商品に結びつくかという、これは消費者の相当な理解が必要となります。

ですから、こういった消費者との交流事業を繰り広げながら鮫川の農業の理解をしてもらう、農産物の理解をってもらう努力も必要であろうかと思っております。また、どこの産地でも恐らく、これからこの先、人間に優しい無農薬、あるいは無化学肥料の時代はやってくる、平場でも研究しているのではないかと思います。その辺に負けない努力も農家の皆さん方の協力も必要になってくるのではないかと思いますので、その辺あわせてご理解をいただきたいと思っております。

なお、落ち葉の利用ですが、まだ鮫川村の落ち葉、25年の落ち葉は使用できないようであります。ですから、焼却炉の稼動をもって、運転開始をもって前の落ち葉を片づけさえできれば、早目に24年、25年の落ち葉の除去、除染作業もできるのではないかと考えております。この辺もしっかりと除染をしながら、村の農業の将来を堆肥センターに担っていただく、そういう思いでの一歩でありますので、ご協力をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 消費者との交流を図る上で、やっぱり私、大事なことは風評対策というのがいの一番に出てくるのではないかと思います、この風評被害対策、これに向けてどんな取り組みを考えていらっしゃるでしょうか、お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この風評対策ですが、これは村とか県単位だけではだめなんです。国を挙げて協力してもらわなければならないと思いますし、村ではできることから始めようということで、あまり国・県に頼らないで村は村の力でできることは何かということで考えたときに、ことしの予算でお願いします地域おこし協力隊員、約2名の方をお願いすることにしております。こういった方に都市の消費者との交流、そして物販ですか、この辺で理解を求め、そして交流をしながら鮫川に消費者に来てもらう、こういったことで安心・安全を実感してもらって利用してもらう、こういった広がりが必要ではないかということで、この地域協力隊員の2名、これは全額補助金で働いていただける人材であります。こういったことを利用しながら復興対策というか、そういった事業を展開しながら消費者に安全である消費の理解をしていただきたいと思います。

鮫川村の米はもちろん全袋検査であります、野菜なんかも果樹なんかも全て鮫川村の4台の機械で線量を確認してから出荷しておるわけですから、その辺も安全・安心につながるのではないかと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私は、風評被害というのは適切な情報が消費者に届いていないことが原因で消費者の不安が増大する、それが風評被害であると思います。村でもいろいろな取り組みをやり、今言った汚染分布マップ、これの現況、これはもう相当下がってきております。そういう事細かな情報の開示、これは村だけでなく全国に発信することによって、ある程度風評被害も払拭できるのではないかと私は思います。

そしてまた地産地消という言葉がありまして、正直なことを言って村の若い人たちが村の食材を現在どの程度食しているのか、これは給食センターでは食材を使っているとは思いますが、実際村の一般の方が村の食材を大丈夫だよ、という感覚でどの程度食べているのか、これもやはり地元の人が村の食材を食べない現況にあって、他の町の人たちに食べろと言ってもこれはなかなか難しいところがあると思いますので、やっぱりそういう情報の開示をや

ることによって地元の人にも食べてもらう、そういう情報をどんどん流す、インターネットでも何でも、今すばらしいシステムができていくわけだから、これを開示していくことによって風評被害は払拭、100%できないものでも、やはり何%かはできるのではないかと、そうと思いますが、現在、村の若い人たちは村の食材をどの程度食べているか、それは把握できるものなのでしょうか。村長、お伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） この若い人の対応なんですが、私実感していたのは23年、24年、農家の人からの野菜の、うちに持ってくるというんですか、どうしたのと聞いたところ、おじいちゃん、おばあちゃん方が嫁に食べてもらえないんだと。嫁は食べるんですけど、子供に食べさせたくないんです、嫁さんが。そういったことで野菜の持ち込みがありましたが、25年ごろから少しそういう農家はなくなりました。ですから、若い人たちも鮫川村の野菜が安全だということが知識的に知ることができたのではないかと思います。

もちろんまだ一部にはお水も、鮫川の水を飲まない人もいます。ただ、本当にそれはごくわずかな人で、こういった人たちの思いは私たちが何ぼ説得しても恐らく理解することはできないと思います。それは放射能は怖いんです。色もない、匂いもない、見えないんです。ですから感覚的に怖い人を、この人たちに安心だよというのはなかなか難しいと思います。

こういう人たちの理解は、皆さんの周りで、隣近所でみんなで、赤信号もみんなで渡れば怖くない、そういった意識になっていただくのが一番かと思いますんで、私はそういう人に会ったときには、みんなで今、鮫川村はこれ以上安全な地域はないんですよ、これ以上安全な土地もないんですよという、そういう思いを伝えながら自給自足というんですか、そういった生活をお願いして、風評被害の払拭に努めてまいりたいと思いますので、議員さん方の常日ごろの議員活動の中で鮫川村は福島県では一番、まずわかることは損害賠償の対象にならなかった地域なんですよ。それほど安全な地域なんですよ。

ですから、この村から福島県の安全を発信しようという思いで頑張っただけならば、また違った頑張りが見えるのではないかと思いますので、そういった皆さんの活躍と消費者の理解を期待して活動をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 何ていうんですかね、やっぱりこういう消費者もいろいろあります。科学者もいろいろあります。大丈夫だと言う科学者もいます。だめだと言う科学者もおり

ます。一般消費者から受け取ったときに、どっちを信用するかというと、どうしても不安が先立つものですから、だめだよと言う科学者のほうが受け取りやすいんだね、一般的に。だから、私らはこれらを払拭するためには、ある程度の予算を使ってもいいと思うんです。そのためにやっぱり若者向け、一般住民向けに勉強会というのを今後も、放射能に関する勉強会、子供に対する放射能の勉強会、こういうのを策定して行って、これを継続してやっていくことによって、それらが払拭されるものだと、私は思います。

風評被害に関してはそのくらいにしますが、せっかく村で汚染マップをつくっているわけなんですけれども、土壌から物に移行する移行係数というのがあると思うんですが、米の移行係数は結構知られていますけれども、野菜などの移行係数というのはどの程度なんですか。その点、わかれば教えてください。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず今、田んぼの限界値が4,000ベクレルが基準値とされております。ただセシウムはカリ肥料によく似ているんですってね。そういったことで、カリをたくさん入れておけばセシウムを吸うことなくカリで作物は吸収してくれるということでカリを、塩化カリですね、これを今、水田農家に配付しているところです。

野菜等の吸収係数ですが、今、鮫川村の圃場で一番高いところが西野付近にありますが700ベクレルなんです。10分の1吸われても70ベクレル、ただこれ最高の係数で1割吸われた場合ですけども、1割という数字はほとんどないそうです。ただ一部そういった水田に1割の5,000ベクレルのところで500ベクレルを上回った地区があったそうで、それで1割になったんですけども、あとは野菜とかでは——詳しいことは担当課長より説明をいたさせます。

○議長（前田三郎君） 農林課長補佐。

○農林課長補佐（村山義美君） ただいまのご質問の件なんですけど、移行係数というのは土壌中のセシウム137の濃度と農作物中のセシウム137の比率なんですけど、いろいろ資料があるんですけど、例えばハウレンソウの場合です。ハウレンソウの場合は0.00054。だから、恐らく1万分の1とか、千分の1とか、野菜はそういう低い値になっております。詳細については後ほど資料としてお渡しできると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） チェルノブイリは、あまり広大な敷地なもんで除染はやっていないそうです。その対策として何をやっているかということ、やっぱり土壌の改善、それが要するに

移行係数関係、やっぱり土壤に合った植物の選定、これをやっているそうです。やっぱりこれだけ移行係数が低いのであれば、こういうデータをどんどん消費者に向けて発信する、そうすれば風評は相当軽減できるのではないかと思いますので、こういう情報の開示というのは大事なことなんだと私は思います。これが全然消費者に伝わっていない、それが私は風評被害のもとになっているのかなと思っております。

里山の除染なんですが、村に住んでよかった、そして農村生活の豊かさを感じさせてくれるのは、里山の恵みと伝統的な食生活と考えますが、これらを取り持つには里山の除染、環境整備がなければ田舎生活のよさの実感はできないものと思います。それで、県が3月5日の新聞に、間伐による林業再生加速化事業というのを推進して、25年度から始まっていると思いますが、村はこの里山、除染、これを間伐によってやるものなのか、それともまた別な施策を考えているのか、それをお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2番、里山の除染計画ですが、森林再生計画の事業、これは議員ご承知だと思います。鮫川村は75%が森林でありますから、村の面積の75%としますと130ヘクタールですから、9,000町歩ほどですね。ただ、これ民有林と国有林がありますから、国有林と民有林の割合が、見ますと6,000ヘクタールぐらいが村の森林面積となると思います。この6,000ヘクタールを森林組合にお願いしまして、森林再生計画を今、26年度、27年度で計画をさせているところであります。

こういったことで、この森林組合の森林再生計画は、間伐とか除伐が主体となると思います。間伐、除伐をすることによって、光が差すことによって線量の減量化ができるという思いでありますので、この減量化を進める意味での森林再生計画でありますので、何せ山ですから大変ですね。除間伐程度で村の除染計画は、里山には取り組んでいきたいと思います。

あと、皆さんが頻繁に入る里山ですとこれはできれば落ち葉等を収集してもらって、これを焼却場に運んでもらう、あるいは農林課に連絡してもらおうと、それは収集に向かわせますので、この辺、里山で気になる方があったら、こういった手伝いも考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） やっぱり私らが思うに、私も鮫川村に生まれて六十何年たちますけれども、やっぱり田舎のよさ、村のよさというのは里山の景観と田畑の景観、四季折々繰り出す季節の風景、これを取り戻す、このよさを認識している我々にとって、やっぱりこれを改

善していかなければ村の将来への振興、そして子供たちにこの豊かな財産を受け継がせるためには、やっぱり私は里山の除染、これを進行していかなかったらばなかなか定住化にもつながっていかないのではないかと感じております。

そこで、間伐は進めておりますけれども、以前に千葉大の教授がテレビでやっていたんですけど、チップによるセシウムの吸収、あとはいろいろな先生が一時、今はちょっと下火になったんですけど微生物によるセシウム吸収、こういうのがありました、そういうものに対しての勉強並びに検討は考えているのか、それをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず宗田議員がお話しされたのは、村でも取り組んだことが、同じ内容での質問かと思いますが、山梨大学の協力をいただきまして、仙台の堆肥センターでお世話になっている先生のもとで微生物による軽減化を図りましたが、当時5,000ベクレルぐらいだったと思います。5,000ベクレル程度の落ち葉をこの微生物によって減量化というんですか、減額というんですか、図ったんですけど、1週間ぐらいで半分になったんです、2,500ベクレルに。あとその2,500ベクレル以下が止まっちゃったんです。ですから、この微生物による減量は無理だということ。今の日本の科学の力では信用できる、これとした立証されたような減量化のシステムはないようです。

ですからこの辺、今私が村で考えていて、例えば除染のための減量化で、焼却するのが一番かと思っているのがそれだったんです。焼却してセシウムをバグフィルターで抑えつける。これが今考えられるベストではないかと思えます。微生物による除染はまだまだ先が長いようでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 本当、放射能というのは先の長い話で、将来にこういうものをなくさないためにも、やっぱりそれぞれの機関とタイアップして、できるだけ復興資金などを利用した人、物、時間を有効に利用して、そういう施策を勉強するのも一つの方法ではないか。そして若い人たちにもそういう研究に携わっていただける、そういうすばらしい将来に向けた科学者を村から出せるような人材育成も大事なことはないかと思えます。だから今後もそれらの対策について検討していただきまして、次に入ります。

2点目の防災無線による緊急時の対応についてお伺いします。

防災無線による情報の提供は、村民にとって大変大事な通信システムであります。通信の仕方によっては村民に不安をもたらすものではないでしょうか。

昨今、富田地内の火災の際、地域のみの連絡のため、村民そしていち早く現場に行かなくてはならない消防団員にとっても大変戸惑ったと察しますが、現在どのようなシステムになっているのかお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 2番、宗田議員の2つ目の質問、防災無線による緊急時の対応についてのお答えを申し上げます。

去る1月21日に発生しました鍬木田地内の住宅火災は、水利が不便であったため消火活動が困難を極めたところであります。そのような中でも、住宅裏側の山林への延焼を防ぐことができましたことは、消防署、消防団、そして地元住民の皆さんのお力添えの賜物であると感謝を申し上げているところであります。

さて、火災時の情報提供のシステムについてであります。発見者からの119番通報は白河市の消防本部にあります消防指令センターにおいて管内の通報を一括に受け付けをしております。指令センターでは、火災通報により現場から最も近い消防署に出動指令を出します。それと同時に各市町村の防災無線を自動起動させて火災情報が放送される仕組みとなっております。また、消防団の幹部団員や役場担当部署職員には携帯電話にも同様の内容が送信されることになっております。

今回、住宅火災が発生しました鍬木田地区は、いくつかの沢々に住宅が点在しており、議員ご指摘のように地区名のみでの放送であります。現場の特定がしにくい地域でもありました。このことについては消防団からも、いち早く駆けつけて消火に当たるため、個人名を知らせてほしいとの要望があったところであります。

火災情報の扱いについて広域消防本部に問い合わせをしましたところ、消防指令センターからは個人名の放送はできないとのことであります。その理由を申しますと、例えばありますが、通報者が間違えて個人名を119番通報したことがそのまま放送されますと、火災場所を特定することが余計に遅れるなどの混乱が起きます。また、個人に対する多大な迷惑行為となってしまうわけであります。このようなことから、本村としましては、いち早く火災現場を特定するため担当課において情報収集に努め、情報を共有できるようにしたいと考えております。

以上で質問の答えとなりますが、なかなか理解していただけないかと思えます。個人情報

の漏えい問題で大変消防署も苦慮しているところでもありますので、ご理解をいただきたいと
思います。

以上で説明にかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 私も個人情報保護というのはちょっと聞いてはいたんですけども、
だけでもこういう災害とかもちろん火事なんかは、いち早く現場に駆けつけて消火しなければ
ならない事案だと私は思っております。そこで、富田地区のある消防団員に聞いたならば、
私らも地域のみでの放送でどこへ行っていいか全然わからないと。そこで大分現場確認するま
で待っていましたよと。

はて、火事になったときに、個人情報というのはどこまで縛るものなのかなと。実際のと
ころ、火事になって次の日には大体新聞にも載ります。そして村全体にも広がります。こう
いう状況下において、個人情報という話は、ちょっと私は、ものすごくクエスチョンマーク
になります。

そうしまして、鉾木田、小川邸、これはみんなもう知っているから名前を言っても構わな
いと思いますけれども、あの場所は各消防団によっては道の選定がかなりできるんですよね。
西野、西山の消防団にとってはオカダを通っていけば本当に半分道ですよ。こっちは当た
り前に行ってもそんなに変わらないと思いますけれども、向こうの地域の消防団にとっては
ものすごい短時間に現場に駆けつけることができる。そういう状況下であって、何で個人情
報保護法が出てくるのかと、そういうのがものすごくクエスチョンに思いました。

そして、私のところにも何件か電話をいただきました。その内容は、どこなんですとかか、
鉾木田に親戚があるんだと、だから親戚ならばいち早く駆けつけなければいけないものだけ
から、場所はどこなんですかと、私のところに来ました。

だから、本当にこの個人情報保護法というのは、こういう防災だとか、まして災害、火事
なんかには適応できるものなのかと思って、つくづくクエスチョンマークなんですけれども、
村長、再度それをお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、去年は誤報がありましたね。こういった誤報もあって、その方
には鮫川村では大変迷惑をかけた。こういった思いもあります。ただ、何回かやはり個人名
を知らせてほしいという消防団員からの要望もあります。いろいろ今検討されているところ
であります。こういったこともあわせて広域消防署のほうに問題を投げかけてみて、できれ

ばもっと明確な指示をできるような状態に改善すべきかなという思いはあります。その辺これから先、検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。いろいろこういった、先ほど申し上げましたように、一番は間違った放送の場合にどうなんだということなんです。誤報でというとかえって場所の選定が困難を極める、そういったこともありますので、この辺なおよく専門家と相談しながら通報の方法を検討させていただきいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） この誤報は恐らく大根屋敷の問題だと、私は察しますけれども、例えばこういう誤報であってもいち早く、この大根屋敷の場合はそれが誤報でありましたという連絡がものすごく遅れたんですよ。このシステムの中でも、この点についても、私も前の議会で一般質問に載せたと思います。こういうシステムの流れの改善というのは、本当に大事なことであると思いますので、再度お願いしておきます。

そして、これに関連してなんですけれども、防災無線による連絡事項として、今度の村の大雪があったわけなんですけれども、この防災無線を使った道路状況、私らのところにも相当電話が来ました。うちのほうの道路は全然掃いてないとか、掃き方が悪いとか、除雪人員はどうなっているんだとか、いろいろなご連絡がありました。だから、せっかくこういうすばらしい防災無線があるのだから、現状を把握して、そしてこの防災無線による雪の状況、作業の進捗状況、これもあわせて流すべきというのを思いますが、その点についても村長にお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今度の、特に14日、15日の雪は前の日が20センチ、次の日が40センチと60センチの、役場付近でもそういった積雪量を記録したんです。青生野、東野に行くともっとそれより10センチぐらいは多いのではないかと、70センチ以上の積雪量だということで、村内の5つの事業所、建設業者であります。こういった除雪を依頼しておく事業所の皆さんも大変苦勞したようです。普通1回の除雪で済むんですけれども、1回の押し方では雪を除雪することができなかったそうです。2回、3回とかかったそうです。こういった人の思いもあります。

そして14日の初日に除雪車の1台が突っ込んだというか、転落事故も業者によってはありました。この業者がその除雪車を引き上げることに手間取ったものですから、2台しか除雪車を持っていない業者が全然稼働できなかったということで、皆さんに迷惑をかけた思いも

あると思います。

こういったことで、やはり皆さん大変不便はおかけするんですけども、こういった大雪の場合には少し皆さんにも協力してもらい、理解をしてもらって生活してもらい、必要ではないかと私は思っております。

昔ですとこのぐらいの雪はみんな自分で掃いたんですよね。今は何でもかんでも行政頼り、私はその辺、鮫川村の除雪は2日で、3日目には解消できたと思います。通常の通行ができたのではないかと思います。3日目で通常の通行ができたことには、これは地元の5軒の事業所の皆さんが、昼夜問わずに頑張って除雪作業をやってくれた、こういうありがたい作業の行為もあったということも理解をしていただきたいと思います。

なお、道路の状況であります、通行どめの箇所などは広報でお知らせしたんです。そうではなくて村の情報無線を使ってもいち早く連絡ができるわけですから、この辺改善をさせていただきたいと思います。広報、文書だけでなく、通行どめ区間を早目に皆さんにお知らせすることも一つの方法かと思っておりますので、この辺改善をさせて、早く放送できるような体制をとっていききたいと思います。

○議長（前田三郎君） 2番、宗田君。

○2番（宗田雅之君） 今回質問した里山の除染、これは私たち田舎に住む人にとって本当にいち早く改善していきたい思いと、こういう火災などのインフラ整備、これはやっぱり地域社会にとって本当に大事なことであると思いますので、それを再度お願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで5分間休憩します。

（午前10時59分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時05分）

◇ 星 一 彌 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番（星 一彌君） それでは、今定例会におきまして、2点について村長及び教育長にお伺いをいたします。

まず1点目でございますけれども、たび重なる災害での対応について。

昨年は、日本列島各地において豪雨被害に見舞われ、多くの犠牲者と被害をもたらしました。今度の大雪に関しても、比較的雪の少ない関東圏を中心とする東日本の太平洋側に甚大な被害と尊い人命を失う被害が発生してしまいました。温暖化によって引き起こされる異常気象による災害は、これからも常に想定はしなければなりません。

村内においても、近年にない大雪に見舞われましたけれども、被害状況と今後の対応について、まず村長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の大雪の対応についてのご質問にお答えを申し上げます。

去る2月8日から9日にかけての積雪と2月14日から15日にかけての2度にわたる積雪は、近年にない大雪となりました。観測データによりますと8日から9日にかけて鹿角平では55センチだそうです。14日から15日にかけて役場の観測所では51センチだそうです。青生野地区においては合わせますと1メートルを超えるような積雪となったところであります。

議員お尋ねの被害状況についてであります。幸いにも人的な被害や住宅の被害はありませんでした。家屋の下屋部分、あるいは車庫が潰れたという報告が数件寄せられております。道路の除雪においては、湿った重い雪のために作業がはかどらず、大分村でも小言をいただきましたし、議員さん方も大変なようでありました。一部交通どめ区間を残して大方の交通確保はできたものと思っております。

次に、農業被害においては、やはり2週にわたる大雪と水分の多い積雪が起因し、農業用パイプハウスが損壊する被害が多発をいたしました。これまでの被害調査によりますと、きのうまでの被害調査です、パイプハウスが170棟です。被害面積で2万3,000平米です。損害額はおよそ1,000万円となっております。被災農家戸数は105戸であります。パイプハウスの用途は野菜生産施設ではなく、トマト、シイタケ栽培のほか育苗ハウスの被害が最も多くなっています。

春先を目前にしての今回の災害は、農家にとってはまさに大きな痛手となっております。

農業の再生を支援するため、復旧に必要な資材購入費に対する補助事業を行うこととしております。現時点での補助内容は、福島県農業災害対策補助事業とあわせて進めていますが、県の補助が3分の1、それに村の補助3分の1を上乗せして3分の2以内を補助するものがあります。復旧事業総額が4,500万円、補助金額は県と村を合わせて3分の2以内の3,000万円を見込んでおります。さらに、国からの補助金が今後見込まれる可能性もあり、農家の負担軽減が図れるよう取り組んでまいります。

このたびのビニールハウス被害は、関東地方を含め過去最大規模の損壊が報じられており、資材の入荷が心配されておりますが、平成25年度において補正予算措置を講じさせていただき、ビニールハウスの再建が迅速にできますよう努力してまいりたいと考えていますので、各議員のご理解とご協力をあわせてお願い申し上げ、質問の答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

今、被害状況あるいは農家救済というような内容で説明がありました。一番心配されると思いますのは、ハウス管理あるいは経営している人というのは、意外と高齢に近い人が多いのかなということが想定させるわけですね。そうなりますと、今、村長さんが県、村合わせて3分の2を補助するというような話をしてくれましたので、村民の方も比較的、また生産意欲を持ってくれるのかなと、そうは感じますけれども、やはりその意欲をなくすることが一番懸念されるわけですから、どうかこうした情報というのを早く被害の家庭に流してあげると、情報を提供するというのをやっていただきたい。

それから、先ほども言いましたように、他県にわたって被害が多いものですから、資材の調達というのがかなり遅れてくるのではないのか。ましてこの春先ですから、育苗関係というのがはや既にもう目の前に迫っているわけですから、早急に保護してあげたいと、そういうふうにとくに念じております。

それから、昨年9月に村でも集中豪雨がありました。それで、実は先ほど宗田議員が防災無線というような内容で村長も説明されたようでございますけれども、そのときに防災無線もどうですか、使って村民に伝えるべきではなかったんですかというような質問を私もしましたけれども、その時点では防災無線の使い方を精査し、検討するというような回答をいただきました。平成21年6月に出ました地域防災計画の総則の中にもこれ載っているんですよ。

と申しますのは、ちょっと読ませていただきますと、「各機関は、これに基づくマニュアル

ル等を作成する」と。「災害基本法第42条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正することができる」と。こう記してあります。さらに、発生直前における行動はどういう行動が望ましいのかということで、直前対応ということで「気象情報、警報等の伝達」とこうあるわけですね。それで、昨年9月の議会のときに、そういう問題を提起しましたけれども、今度の大雪に対する防災無線の対応はどうだったのか、まずお聞きをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 議員ご指摘のとおりであります。今度の大雪に対しての情報の提供は、防災無線等ではありませんでした。この辺、今後検討を要する課題かなと考えております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 防災無線の伝達というのは、特に弱者といえますか、一人住まいの方、あるいは老人世帯で住んでいる方々へのいわゆる情報の発信、注意喚起ということだと思いますよ。それを報道することによって、これは注意しなくてはならないな、例えば防災無線で注意喚起をするときには、ハウスの管理はどうですかとか、あるいは雪の場合には屋根からの除雪に注意してくださいねとか、やはりそういう言葉をかけることによって村民のいわゆる弱者の人というのは、またさらに一段と考えが深まるのではないのか、それがいわゆる防災につながっていくと、私はそう信じるわけです。

幸い鮫川では、先ほど言いましたように人的な災害がなかったということは、まことに救われることでございますけれども、ハウスの災害にしてもやはりそういう情報の伝達があればこそ、あるいは数軒のハウス管理の人が、ああそうかというような考えを直す方もあるいはいたかもしれません。やはり今後もそういう情報の伝達をくまなくやってくれるものと思いますが、もう一度村長の決意をお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今回の大雪は、これほど50センチを超える雪と想像しなかったものですから、こういった異常気象が今続いております。雨もそうです。ですから、今度の雪もこういった想定をしなければならなかったのかと思います。こういった大雨、あるいは大雪に備えての情報無線の活用というのをこれから先、考えて取り組まなければならない事項かと思っております。

今後とも気をつけて、恐らく苗代時期になりますと暑さのために苗を焼くなんていう事故もあります。こういったきょうの星さんのご提議に基づき、暑い日を予想される日などは、

農林課サイドでハウスの換気に気をつけるような呼びかけ、あるいは台風時の大雨の被害予想される地区にはそういった村の情報無線、せつかくあるのですから、これを上手に活用しなければ。中にはたまにやかましいという人もいます。例えば畜産の子牛の生産検査ですか、今畜産農家が が方法が限られてきたんです。東野とか青生野が多くなって、西野、西山が少なくなった。そういったことで、何であんな放送するのかというそういった小言もあります。

ですが、鮫川村は農業の村であります。こういった星さんの意見を大事にしながら、畜産もそうですし、これからハウス管理もそうなると思います。こういった災害に備えての情報無線、広報無線の有効な活用というのを再度検討させていただきたいと思います。また、ご提言をありがたく農林課長と一緒に聞かせていただきましたので、ご をさせていただくことをお約束したいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

防災無線というのは、災害の報道ばかりではないんですから、やはり大いに利用して今後も村民の負託に応えるということをお願いをしておきます。

あと1点お伺いしたいんですが、大雪のみならずのことだろうと思いますけれども、特にことはこうした大雪が降ってしまった。幸い人身的な傷害を受けた人はいなかった。これはまことに幸いです。ただ、今まで地域住民あるいは近くの親戚の方も含みますけれども、特に雪の場合、私道を含め取りつけ道、これはボランティアといいますか、そうした弱者に対して除雪をしてくれている人は、かなり村内でいると思うんです。

一昨年の議案調査だったと思うんですけれども、自走式の除雪機を買ったときだったですよ。この機械ではとても、1台ぐらいではとても生活道を掃くには大変なんだからということで、課長に進言した記憶がございます。というのは、近くの方々がそうした弱者を結局、結の精神で見守ってくれている、あるいは生活道、私道を含めて掃いてくれているわけですから、何とかそこに目を向けたらいいんじゃないですかという進言をした記憶はあります。

何を言いたいかといいますと、そういうボランティアでやってくれる人というのは少し雪が降るとすぐ機械を持って行って掃いてくれるんですよ。そういう人たちにせめて燃料代ぐらいは、やはり村のほうで考えたほうがいいんじゃないかということは伝えたいつもりですが、今度の雪ではどういう対応をしているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員のボランティアに対しての謝礼ですが、これ私、必要かと思います。25年の予算としてはしておりませんでしたので、今度の雪で地域整備課長と相談をしておりました。先日の議員協議会でもお話ししましたように、議員の皆さんの中にもボランティアでそういった地区の除雪をしている方がいるということでもあります。こういった人に対して、人件費、機械の消耗は別としても、せめて燃料代ぐらいは出してもおかしくないのではないかという思いもあります。

この辺、区長会に相談するのが一番いいのかなという思いがありました。区長会に諮って、皆さんの地区でこういった毎回ボランティアで出てくる人は決まっていると思うんです。恐らく限られていると思うんです。そんな皆さんがいました地区は、どうぞ村に申し出てください、どのくらいかかったか時間によって燃料を支給しますからという、そういうお願いをして、例えば今度の大雪でもって対応した方のチェックをしてもらっておいて、皆さんの意見を集約しまして26年度の補正予算でも上げていただき、皆さんの理解をいただきながら、せめて燃料代ぐらいは協力したいなという思いでありますので、お答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

実は、ある区長にその話を聞いてみたんですけども、区長会の中でも幾らか話はしてあるというような話は聞いています。ただ、区長さんが取りまとめるということに最終的にはなると思うんですけども、やはりそれを最終的に把握するのは、村が把握して、その中で例えばスタンドと契約して協力してくれた方に燃料の引換券ぐらいをやって、そして簡単に交換できる、やはりそういうシステムをつくってくれないと、少しばかりもらっていくの大変だ、面倒くさいなんていうことにならないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

そうしたことに継続するなれば、やはり特に冬期間は見守り隊を兼ねながら除雪というのがつながっていくのかなと、そういうことでございますので、ぜひそうしたことをお含みの上、これからもよろしく願いをし、次の質問に移らせていただきます。

2つ目でございますが、民俗資料館の活用と文化財保護についてでございます。

近年起きていいるいじめ問題に端を発し、今国会において教育再生を掲げ教育委員会の改革が議論されております。教育行政に地域の民意を反映させる改正の内容とのことでございますが、公正で十分な審議と将来の日本を背負う子供たちの立場を理解した議論が尽くされる

ことを求めています。

村の教育委員会行動計画の中にも「郷土理解の推進」としての指針にもありますが、村の文化や歴史認識も当然伝えているとは思いますが、民俗資料館を子供の教育にどう役立て活用しているのか、また、村指定文化財保護管理は各集落に任されていると思いますが、今後は維持困難な集落もできるかもしれません。保護という観点からどう対応を考えているのか教育長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長、奥貫洋君に答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 奥貫 洋君 登壇〕

○教育長（奥貫 洋君） 7番、星一彌議員の第2番目のご質問にお答えいたします。

最初に、国会で議論されている教育委員会改革については、議員のご指摘のとおりでありまして、未来に生きる子供の立場から議論が尽くされるようお願い、今後の推移を見守っていきたくと考えております。

次に、後段になりますが、郷土理解推進のための民俗資料館を子供の教育にどう活用しているかのおただしであります。村の子供たちは小学3、4年生以降、ふるさと学級で村の史跡や名勝地など訪れ、理解を深めています。また、学校給食を通じて郷土食や伝統食を味わいます。村の語り部の皆様による民話に耳を傾けるなどして、日ごろから郷土理解を深めております。村の歴史民俗資料館を子供たちは郷土を理解する上で役立てております。各学校から要望があった場合には、開館し収蔵資料の説明を行っています。今年度につきましては青生野小学校の児童が来館し、土器や古文書、民俗資料などに接し、村の歴史を学んでおります。

今年度は農産物などの放射線測定のための事務所として使用されていますが、現在の資料館の管理は、人的な配置がなく、見学の希望があった場合のみ開館する方式となっております。

資料館の管理運営には、資料の整理保存、展示など専門的な知識や多大な労力が必要とされることを考えると、現状では積極的な展開は困難であると思っています。今後は村の文化団体やNPOなどとの連携も視野に、資料館の新たな活用方法について検討を重ねていきたいと思っています。

次に、村指定文化財の管理についてであります。保存状況につきましては、修理の予定も含めて平成25年9月議会の前田武久議員のご質問に詳細にお答えしたところであります。

今回の大雪の被害につきましては、現時点では把握できる限りにおいては被害はございませんが、今後被害が発見された場合には、適切に対応してまいりたいと考えています。

さて、文化財保護法、村の文化財保護条例には、文化財は所有者または所有者が選任した管理責任者が管理しなければならないと規定されております。村の文化財の管理状況は、行政区や集落で管理しているものが6点、所有者が管理しているものが5点となっております。文化財の修理につきましては県や国の補助金があり、村でも過去には助成をした実績がありますが、文化財の管理につきましては近隣の自治体を含め助成は行っておりません。集落の伝統芸能、文化財などの保存や管理については、担当課によりますと以前、中山間地域等直接支払交付金制度では取り組みが可能でありましたが、現在の制度ではできないと聞いております。

集落の高齢化や戸数の減少などから生じると予想されるさまざまな問題のうち、1つに議員ご指摘の文化財の保護も当然含まれていると思います。法律や条令の原則を踏まえながらも、今後予想される集落の問題に対応できるよう、集落への国・県補助金を活用した助成や資料館での保存など、村の第4次振興計画による総合的な集落対策と連動した文化財保護の施策を検討してまいりたいと思っております。

以上で、星議員へのお答えといたします。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

今、教育長からも答弁がありました。郷土理解の推進の内容といたしますと、やはり文化財の保護と活用という部分と郷土史の理解と文化財の愛護ですね。それから、文化財の保護、保存、あるいは伝承の活用と、こうあるわけですから、地域に文化を継承するということは、人材育成でもあるわけです。人材育成がなければ伝承はできないわけですから、大いに歴史認識というものは高める必要があるのかなと思われま。

幸い、本村の小、中学生においては全国のテストの結果、全国レベルよりも高いという非常に素晴らしい成績をおさめている。これは生徒の努力はもちろん、先生方の努力、協力にもつながるわけで、これは大いに評価すべきだと思うし、今後も十分それを踏まえてさらなる進歩をお願いしたいと、そういうふうに思っております。

平成18年度に教育の目標として幼稚園、小学、中学と一貫教育指導が実施されたと思えます。その成果があつてか、今非常に鮫川の子供たちの成績が向上していると私は思っております。

これはちょっと教育長さんに聞くのは酷かもしれませんが、どうでしょう、修明鮫川校が非常に定員割れの問題が出て、いろいろ多方面から生徒をお願いして何とか廃校を免れている、そういう厳しい状況にあることは間違いないんですけども、どうでしょう、中高一貫教育という問題に触れた場合に、教育長さんの今の考えで結構ですから、ひとつお考えを伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） これは私的な考え方になると思いますが、私は今、国全体的に形を整えようという制度が主流になっているかなと、こんなふうに思っております。しかし、どこかの有名な国会議員さんが、表紙を変えても中身を変えなければだめだということをおっしゃったのがものすごく印象に残っているんですが、やはり形と一緒に制度、中身のほうも変えていかなければならないのかなというふうに考えております。

そういうことで、具体的なことは申し上げることはできませんが、どうしても私たち、弱い一人一人の人間ですから、どうしても簡単なほうに流れてしまう傾向が私自身もあります。ですから例えば生き方一つにしても教科の学習にしても、ここまでやったから、次こうできるはずだとやっていくと、いろいろの消化不良になる子供たちも出てくるように聞いておりますので、そのところが一番ネックなのかなとこんなふうに思っております。

県内でも小中一貫校というのは東白川郡内のある中学校、高校とやっておりますけれども、現状ではなかなか、定員数から見ると難しいところがあるようです。ただ、私は小学校も中学校も中高も精神は、心は一貫できるようにしたいなと、そのためには教師自身も、先生方も高校の内容を知らないで中学校の指導をできないですし、小学校の先生は中学校の内容を知らないで、卒業すればそれで終わりというのではなくて、そういうことも制度と一緒にやっていたら、よりよいものになるのかなと、こんなふうに考えております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） すみませんでした。私らも今、各地域で一貫教育というものが入っているものですから、たまたま鮫川教育委員会でも平成18年度に一貫教育というのが始まったものですから、つい教育長に聞かせて、すみませんでした。実は私が考えたのは、併設型と連携型と一貫教育にはあるわけですが、私らが考えているのは連携型のということで考えを持っていました。

次に民俗資料館の問題にちょっと触れたいなと思うんですけども、旧図書館として利用

していた部屋、あの部屋は児童クラブとかいろいろ多方面に利用されていたとお聞きはしておりますけれども、現在NPOが利用しているのだろうという話は聞いております。目的外使用ではないのかなというような声もちらほら聞こえるのですが、資料館とNPOのそうした、NPOというのはひきこもりか何かの子供ではないかなと思うんですけれども、その辺はどう教育長は考えているかお伺いしたい。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 目的外使用ということとは、今のところは考えてはおりませんが、ただ民俗資料館が正常な形で村民の皆様方にご利用いただけるように努力しているところがあります。ただ、先ほども申し上げましたように人員がおりませんので、どうしても閉め切りがちになってしまうと壁とか、あるいは中に収納されているものが傷んでしまうので、そういう意味では窓あるいはドアをあけることによって保存状態が少しでもよくなるのかなと、こんなふうを考えておまして、いずれにしても空調とか、そういったものが必要になってくるのかなと、こういうふうに思っております。

NPO、現在は今まで使用しておりましたけれども、一部分を利用するという形ですので、閲覧とか村民が利用するのには支障がないようにしたいと、こういうふうに思っております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

そうした子供たち、私らの考えは、当然そういうところを利用してどれだけでも一般の住民に戻れるならば、非常に、利用してもいいんじゃないかなと、そういう私らの考えはあります。

それで今、教育長さんが風通しをよくするというような言葉を今ちょっと耳にしましたので、お聞きしたいのですが、資料館の2階に鮫川の優秀な画家の画がありますよね、数点。議員で2年か3年前だったと思うんですが、あそこを一部、資料館を廃館させてもらったときの考えだったんですが、ちょっと画に傷みが入っているのかなという感じと、あの部屋が何かちょっとこう、というような感じはしたんですが、どうなんでしょうか、修復したんでしょうか。それともこれからするんですか。

それから、するとすればいつごろを考えているのか。当然やはり鮫川を代表する画ですから、これはやはり画の質を損なうということは決していいことではないと思うんですよ。教育長の判断をお聞かせください。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） 私も何度か足を運んで見ておりますが、どうしてもこういう美術品、油絵とかそういう泥絵の具で描いた絵画等は、空気の流れが、普通の家屋でも閉め切っていると中のものが傷んでしまう恐れがありますので、もし必要なときには、専門家に見ていただくということも今後検討していかなければならないなと思っております。確かに剥がれとか汚れというんですか変色というんでしょうか、そういうことも考えられますので、皆様方のご意見をいただきながら、保存、修復等も検討してまいりたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） ありがとうございます。

そろそろ時間が迫っているもので、あと1問だけ質問させてください。

先ほども村の有形、無形文化財、かなり数多くあるわけですが、保存状況がよいということとで何よりだなと、そう痛感します。

ただ、無形文化財に関しては、村としては1件だけですよね、今。これを、まだまだ鮫川の地域に昔から伝わっている貴重なものがあるんですよね。どうでしょう、学校側として教育の傍ら、何とか地域の文化を伝承する意味で、掘り起こしながら次の文化につなげていくという方法があると思うんですが、そういう考えが1点と、あと無形文化財の1点、渡瀬のささらというんですか、いろいろ聞くところによると後継者がだんだん少なくなってしまう、なかなか伝承が難しくなるのではないのかなというような話も聞くんですけども、村でも年3万円ぐらいは補助金を出しておくのかな、多分。保存状態がいいということですが、これは無形ですから伝えていかないことには切れてしまうのではないかなと思うんですよ。

これからそういう貴重な民俗芸能、文化というのをつないでいくのに、どうでしょう、何とか3年に1回でも2年に1回でも結構ですから、そうした事業として興せないものか、最後に教育長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 教育長。

○教育長（奥貫 洋君） まず、無形文化財につきましては、本当に地域の村民の皆様方の切実な願いだろうと思っております。

特に、なぜということは私のほうから申し上げなくてもご存知だと思いますけれども、集落そのものがだんだん縮小していくために、人があるいは村のしきたりがだんだん消えていくということで、文化、お祭りとか何かそういうものだけが残るとことは本当に難しいなと思っております。

ですから、どこかで頑張らないといけないなと思っております。

一つ、私もいろいろ書類に目を通して、例えば教育委員会関係ですぐできるものが何かなかなかと見ているんですけども、例えば西野で相撲、子供相撲というのが毎年やられています。ああいう子供たちに大相撲の方々をお呼びして何らかの形で相撲の実技とお話とか、いろんなこういうこともできるのかなと、こんなふうに考えておりますが、そういうものをする必要はないと言われるとまた難しい問題があります。

ご指摘のささらにつきましては、お祭りと関係しているものですから、単なる文化ではなくて子供の数だけでしたらほかの地域の、区の子供たちも参加できると思うんですけども、難しさは渡瀬地区というふうに限られてしまうと本当に難しいわけでありまして、これも今後1つの区だけの問題ではありませんので、広く意見を聞きながらよい方向に向かって努力できないかなというふうに考えております。皆様方のお知恵も拝見しながら、村民みんなで考えていくのがいいのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 将来の子供、これはやはり子供議会でもあれほど立派な発言をしているわけですから、今の鮫川を見据えての子供たちの発言、非常に貴重な発言だと思います。はや既に小学高学年が私らもやってみたいなんていう声もちらほら聞こえるようですから、非常にすばらしいなど。

今後、子供たちの文化、あるいは伝統を守るために精一杯ご努力されることをお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） ここで午後1時30分まで休憩します。

（午前11時53分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 関 根 政 雄 君

○議長（前田三郎君） 一般質問を行います。

8番、関根政雄君。

8番、関根君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番（関根政雄君） 今般の3月定例議会におきまして、3件の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1番目の質問でございます。

高齢者の保健と福祉の充実についての質問であります。本村の人口減少に伴って高齢化率は年々高まっております。村は高齢者の健康づくりや福祉対策にとって独自の施策を講じており、その成果については大きく評価をしているところであります。

しかしながら、今後は団塊の世代の退職者の増大や、介護施設の不足、さらに地域医療機関の患者の受け入れの限界など、高齢者の保健福祉に対する環境もこれからまだまだ悪化するものと懸念をしております。本村にも間違いなく既に到来しておりますけれども、この高齢化社会に対して、村独自の高齢者福祉の健康づくりの施策を今後計画的に推進すべきと考えておりますが、新年度以降の基本的な方針、さらに具体的な計画についてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の高齢者の保健と福祉の充実についてのご質問にお答えを申し上げます。

鮫川村の高齢者福祉事業及び介護保険事業につきましては、平成24年3月に策定いたしました第6期鮫川村高齢者福祉計画、そして、第5期の鮫川村介護保険事業計画に基づき実施しているところであります。

この計画は、24年度から26年度までの3年間の計画の中で、まめな暮らしがはぐくむ高齢者元気プラン、高齢者が生きがいを持ち家族や地域住民と元気に暮らせる村を基本理念に掲げ、生き生きと健康に暮らせる村、安心介護の村、支え合い助け合って暮らせる村の3点を基本目標と定め、さらにその目標を具現化するために基本施策を設定し、各種の施策を推進しているところであります。

平成26年度が計画の最終年度となりますので、引き続きこの計画に沿って高齢者福祉サービスや介護保険事業を進めてまいりたいと考えています。なお、新年度においては27年度から29年度までの第7期の高齢者福祉計画、そして第6期の介護保険事業計画の策定期に当たりますので、それぞれの施策項目の実績を踏まえ検証し、村の第4次振興計画との整合性を図りながら策定に臨む計画であります。

特に介護保険事業計画につきましては、第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画でありますので、適正な介護サービス給付費の推計に努め保険料の見直しを図りたいと考えております。ただ、管内を見ますときに、矢祭町がとうとうその町民サービスをしているんです。その辺も鮫川村の村民に不満を与えないような村の支援も必要ではないかと思えます。ただ、この算定の基準には適正な水準というのですか、努めてまいりたいと思えます。

また、国においては持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革に関する法律が昨年12月5日に成立され、少子化対策、医療制度、介護保険制度、公的年金制度などの制度改革が行われようとしておりますので、その動向を見ながらそれぞれの需要に応じた対応を図ってまいりたいと思えます。

また、4月からの診療報酬の改定は、議員ご指摘の10年後に迫る団塊の世代の人たちが75歳の後期高齢者の対象となるんですね。2025年問題の対応策であります。後期高齢者の増加と同じペースで医師や看護師、介護職をふやすことは、まずは不可能であります。こうした対応として、急増する高齢者の受け皿を病院の入院生活からコストの低い在宅医療へと移行できれば国が目指す高齢者医療の将来像は、今までのような病院中心の形を見直し、入院が必要でも極力短期間で入院の医療の形へ、俗に言います時々入院、そしてほぼ在宅の形です。

こうした時代、村民一人一人が、そして高齢者が安心して日々の生活に喜びや生きがいを見出すような村政の推進こそ、今まで以上に高齢者対策に努めていかなければならないと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、8番、関根政雄議員の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） この高齢者の福祉また健康づくりは非常に間口が広くて、また深いものもございますし、今答弁にもありましたとおり、間違いなく我が村の高齢化率はもう30%以上も超えておりますので直面しているものと思っております。

きょうは再質問の角度はひとり暮らしの高齢者、また今、村長の答弁にもありましたように在宅医療、こちらに絞り込んで再度ちょっとお聞きしたいと思っております。

今回の大変な大雪で村内交通網が非常に麻痺をいたしました。先ほど同僚議員のほうからも大雪の対策の質問がありましたとおり、本村の場合には大変県道、村道、主軸道路に加えて村道が非常に長いということで、特にひとり暮らしの高齢者、また高齢者同士の戸数が約100件近い戸数があるわけでありまして。除雪機、今回非常に活躍をしたようであります。ひとり暮らしのお宅の除雪に行って、涙を流して高齢者が喜んだという話も聞いておりますけ

れども、今回、除雪機の稼働、特に大変困難を来したのかなと予想はしますが、ひとり暮らしの高齢者用に出動した状況、一体どのような件数と、どのような日にちがかかったのかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります高齢者の除雪対策支援であります。申込者が最初6件おりましたが、実績は7件となっております。ただ、いろいろ作業員が自宅から出て来るまでも時間がかかったようで、それはそれぞれにご迷惑をおかけしましたが、3日ほどかかりまして大方の要望には応えることができたのではないかと考えております。

以上です。

○8番（関根政雄君） ひとり暮らしの方々は今申し込みは6件と、平成24年度の実績にもその件数は出ておりますし、また除雪機の稼働は間違いなくひとり暮らしの方々の支援を本当にされている結果だと思っております。

今年度、新年度の予算にも高齢者向けの予算が約800万円計上されておりますが、布団の丸洗いから始まって、お助け事業とか緊急通報システム等まで含めて、おむつ関係まで含めて、約800万円ほどの予算が計上されていると思います。

私は、前に3年ほど前ですか、この緊急通報システムについてただしたことがございます。我が村は今のところ事業報告を受けますと16件くらいでしょうか、緊急通報システムを導入している高齢者がいらっしゃいます。近隣町村の状況を見ても無料の市町村もございます。西郷村、さらには泉崎村、我が村は無料ではございません。最低限度の通信料の基本料金を高齢者からいただいているということではありますが、約90件あるひとり暮らしの高齢者に対して16件というのは非常に少ない数値ではないかと思っております。

こういった高齢者の無料システム、それから緊急通報システム、新年度も予算化はされておりますが、こういった緊急時の日中とか、ヘルパーさん、それから民生委員の方々、日中は安否の確認には行く機会是非常に多いんですが、深夜にわたる緊急の場合の通報というとなかなか難しい。こういうシステムを活用していただかないと難しいと思っております。

さらに高齢者にお聞きしますと、無料のときには入っていたけれども、有料になってからやめたという高齢者の方も中にはいらっしゃいますが、こういった緊急通報システム、他町村に倣って加入率を高めて、高齢者の非常時の対応を村として今後していくお考えはあるのか村長にお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 8番、関根議員、挙手してから発言をしていただきたいと思います。
村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の緊急システムの無料化というお話ですが、私は、これが生活保護世帯ですと当然これは無料化はよろしいんですが、普通の生活できる皆さんですとそれは応分の、当初は無料だったんです。それで、安心を得るためには応分の負担をしていただくという考えだったんです。それが果たして高齢者の負担になっているかどうか、この辺を再確認いたしまして、関根議員の質問ですと再確認が必要なのかなという思いであります。この辺は、やはり安全を確保するためにはそういう意味でも、ぜひ少しでも負担は協力をいただきながらこの普及事業は取り組んで、十七、八件では本当にまだ寂しい限りだと思います。できるだけ多くの皆さんに利用していただけるような負担のシステムも考えていかなければならないかと思っておりますので、その辺いろいろな面でご相談をさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 今後検討していただくということではありますが、非常に医療費負担もだんだんと高齢者、高くなってまいりますし、まして先ほど村長の答弁で在宅医療に触れられました。これからできるだけ在宅医療というか昔ながらの往診、それから最後のみとり、こちらもおうちのほうでという医療方針に変わってきているということで、実は、先般、私ども議員が議長会ですか、が主催する東白川郡の医療問題の勉強会に出まして、この実情を見て非常に驚きました。

今までは、医療問題は医師をできるだけ確保して病院の充実を図ることが得策だと思いきや、既に病院の充実を図ることと同時に、在宅医療、おうちで病院、高齢者を見るという方向が望ましいという先生方の発表であります。その中でも、本村は非常に郡内でも一番病院の依存度が高い。さらにはみとり、要するに、おうちで亡くなる方が非常に福島県でも東白川郡が一番低いんですね、おうちで亡くなる方。病院で亡くなる方が多いと。その中でもうちの村が非常に病院の依存度が高いということは、福島県の中でも一番病院に依存しているという現状があるという報告を受けました。

それで、今後、新年度の高齢者医療、それから医療費の軽減を図るためにさまざまな施策、当然、豆をつくっていただくとか、さまざまな筋力教室等々はされておりますが、新年度以降、この在宅医療をですね、みとり、それから往診、特に今回この後で同僚議員が医療問題、医師の問題にも触れられると思いますが、往診のできるような地域医療の確保が必要でない

かと思いますが、その点について村長のご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の再質問であります医療問題であります、先ほど申し上げましたように、今の国の医療制度、これは保険事業の負担にもなると思います。

そういったことで、時々入院、ほぼ在宅という方針は、そういったそれぞれの自宅でのみとりを進めているんですね。入院生活ではなくて自宅で治療できないか、そういった国の方針にちょうど適した鮫川村の今度お迎えする、4月1日からいらっしゃる佐藤蕃先生、この方は高齢で85歳ですが、高齢者の気持ちは高齢者が一番わかるんだという信念のもとで、地域医療は終末医療なんだと、そして私は訪問治療を目指した医者なんだと。とても今の国の保険制度にも合っていますし、鮫川の地域医療にも合っている先生を私はお迎えすることができたのではないかと思います。

ただ、高齢でありますので、皆さんに大事におつき合いをいただいて10年、20年と医療行為ができるような支援体制も必要ではないかと思いますので、その辺も合わせてお願いを申し上げ、今の鮫川村の村民の高齢者の不安は、この地域では一番先に鮫川が払拭できるのではないかと今思っているところであります。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 往診ができる地域医療というのが理想であって、ましてみとることができれば家族の幸せかと思えます。

実は、私のうちにも100歳を超えるお年寄りがおりまして、今施設にお世話になっているものですから、かろうじて長生きをしておりますが、もう老衰ですね。悪いところはありません。本来ならば家族で見るのが当たり前、昔ならば家族でみとるのが当たり前ですけども、今施設にお願いしております。

今後は、在宅医療を推進するためには間違いなく家族の介護力、これを高めない限りは、今私のうちの状況でも100歳以上のおばあさんを見るのがちょっとできない状況なので、こういったたまたま施設に入らせていただいておりますが、実は、施設待ちというご老人も多くいらっしゃいますが、この家族の介護力、これを高めるために新年度以降、今度新しい計画がされると新年度からありますが、こういった新しい施策、それから村長の考え方があれば最後にお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番。その在宅介護の介護補助者の能力アップというお話であります

が、村では在宅で介護している皆さんに対して、年1回だけ慰安の日を設けているんです。こういうときに在宅医療のお世話する方々の講習会をやっております。こういった回数をふやして在宅でも安心して介護できるそういった知識を学ばせる回数をふやしていくことができればと思っております。

今やっているのは、在宅で介護している家族の皆さんにだけありますが、これらを一般に普及すれば、また違った効果が得られるのではないかと思いますので、その辺検討させていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 高齢者社会は、私ども本当に今ここの議場にいる皆さんも20年過ぎれば間違いなく高齢者で当事者になるわけですので、どうか本当に避けては通れない大事な問題と、あと村の財源をいかに医療費として支出を抑えるかというのも大きな財政の改革の一つかと思っておりますので、ご配慮をお願いしたいと思っております、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2番目の質問であります。

室内多目的スポーツ施設の計画についてであります。

村が取得した旧西野区民グラウンドに建設を予定していた屋内多目的スポーツ施設の計画について、幾度かの私ども議員に全員協議会として村から説明がなされました。委員としても協議を重ねた結果、村中心部への計画が適切ではないかという意見が多く出されまして、旧西野区民グラウンドへの建設は見合わせるという結果になったわけでありまして、

今後の高齢者や青少年を含む村民の健康づくりや、スポーツ振興、さらにはこの中心街の活性化の観点から今後の計画に対するお考え、ご所見をお伺いいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の2つ目の質問であります屋内の多目的スポーツ施設の計画についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成24年度に、屋内多目的スポーツ施設建設の予定地として、赤坂西野区民グラウンドを購入いたしました。その後の経過については議員の質問にもありますように、村中心部への計画が適切ではないかとの意見が出され、同場所への建設計画は見合わせとなっております。この間、議会、全員協議会等の中でも多くの時間を費やし議論していただきましたが、結果、村の中心部で適当な場所を探していくという意見を尊重した結果となりました。

これは国の子育て環境支援事業の交付金を利用しようと計画した事業であります。2分の1が国庫補助、そして残りの2分の1が立地者のそれぞれの町村の負担となりますが、起債は認める。そして最終的には交付税で処置してくれるということで大変ありがたい事業であったわけなんです、これはやはり去年が旬でありました。今はちょっと残念なことにこの交付金事業は終わりました。ですからまた新たな場所を探したときに新たな事業計画を見据えてこの事業に取り組んでまいりたいと思います。

昨年末に中心地の工事として提案がありました。将来に向けた計画の中で公共施設のための用地として検討させてもらいたいとして、地権者に対する説明会を開催したところであります。年々放射性物質の線量が低くなってきている中、これからの建設計画としては土地の確保から補助金の要望、計画から申請まで数年を要することから、多少時期を逸したものと感じております。今後の高齢者や青少年を含む村民の健康づくりや、スポーツの振興、中心地の活性化を目指すものとして、屋内多目的スポーツの計画はこれまでの計画を踏まえながら、第4次の振興計画策定に向けた地区懇談会や、村づくりの委員会で村民の皆さんの意見を聞きながら中心地の屋内運動施設、あるいは中心地以外での施設は何がいいのか、こういったのをそれぞれの地域の思いと、熱意と、村の振興計画と組み合わせながら検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、8番、関根政雄議員の2つ目の質問のお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 中心街の建設ということを前提に地権者の説明会も開いたという経過でございますが、まず一つは地権者の反応、これはいかななものだったのかということをお聞かせいただきたいと思います。それと、以前に西野の旧グラウンドの出された計画書、または図面等々を見させていただくと、本当に文字どおり多目的スポーツ施設ということで非常に立派な屋外のドーム型といいますかそういった建物でありました。

今後、計画を進める上で、第4次振興計画にのせて建設を進める上で、文字どおり多目的スポーツとして多様化をして使用するのか、もしくはゲートボールに絞り込んで計画をするのか、その辺によって計画の内容が大きく変わってくると思います。

実は、近隣町村の屋内ゲートボール場というか多目的スポーツ施設をちょっと見てまいりました。矢吹町、石川町、それから表郷村、玉川村と、中では玉川村が一番立派な施設であります。用途をお聞きすると、夏場、春、夏、秋とは、ほぼゲートボールが占領しているようではありますが、冬になるとスポーツ少年団の子供たちが若干キャッチボール等でお使いに

なるという利用度だそうであります。この焦点をどこに絞り込むのか、新しい新スポーツとか、前にも説明がありましたとおりフットサルとか、そういったものまで含めた内容で検討を今後していくのか。でなければ、ゲートボールに絞り込んでいくのかという、その選択によって施設の内容が決まってくるかと思います。

先ほど冒頭の質問に対してに加えて、村長の気持ち、どちらをこうメインにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の屋内運動施設の当初の計画でいかななものだったのかというお話とすりかえさせていただいてお答えを申し上げたいと思います。

実は、西野の区民グラウンドに計画させていただいたのは、西野にこどもセンターがあるから私は西野が適地かなとそういう考えでございました。それが西野のこどもセンターの園長先生にもいかなものかと聞いたんです。そうしたら、余りこどもセンターの子供たちは体育館で十分だそうなんです。私は、こどもセンターの応援がしっかりとあれば、こどもセンターのための運動施設ということも言い切れると思ったものですから。そして特に子育て支援事業の交付金でありましたものですから、この力が一番本当は頼りにして、そういう思いで実は提案をさせていただいた事業であったんですが、こどもセンターの所長先生ですか、からは子供たちは今の体育館で十分ですという方向を、 な答えをいただきましてがっかりしたところであります。

そうすると、この利用の仕方がこどもセンター中心でなくて、ゲートボールにももちろん利用していただきますが、ゲートボールよりは、やはり将来のある子供たちの利用のほうが頻度が高いほうが私はうれしい施設と思って計画に取り組みさせていただきました。ですから当然、ゲートボール専用ではありません。ゲートボールは3面とれますから、200メートルのトラックをとれますよね。そういったことでフットサルもできますし、テニスもできると思います。

こういった総合運動施設としての利用という考えでございましたが、こういう結果になったということで残念であります。ただ、なかなか場所が、さればということ、私の 運動場もあるんですね。入っているところは。ですからそういったことを考えると地域からの要望、あるいは今多いのはゲートボールですか、ゲートボール等をやっている皆さんの声もこれは大事だと思います。こういった皆さんが利用しやすい場所もこれは大事かと思えます。

こういったのを検討しながら村の中心でなくてはならないのか、あるいは私は余り土地の

整備にはお金をかけないで、あるところを上手に利用したいなど。あるものを上手に利用できればいいなという思いで安易に提案をさせていただいたというのが間違いであったのかと思います。この辺気をつけて、今後提案するときにはしっかりと皆さんと意見を調整しながら発言をさせていただきたいと思います。今回の事業で大変勉強になりました。気をつけて取り組みたいと思います。

以上です。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ゲートボール専用ではなくて総合的な施設にしたいという村長の答弁であります。

そういった場合、用地の取得費用はちょっと想像はつきませんが、用地の面積、それから総合的な建屋の建設費用、そして一番大事なのが有利な国・県の補助金の当てがあるのか否か、そちらはいかがでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、今度の屋内運動施設は先ほど申し上げましたように、国の子育て支援環境改善交付金で100%補助でできる施設だった私のこれはもくろみです。ですが、これから先の施設に対してこの復興交付金が新しいのが出るかどうかは定かではありません。こういったのを計画したときに新たにこの国の支援は、あるいは国の支援はこれはこれから先皆さんで検討していかなければならないかと思っておりますので、どうぞ場所あるいは施設の大きさ、こういったのを皆さんがご提案のときには、それぞれ金の出所もしっかりと検討しながらご提案をしていただきたいと思いますし、私のほうからもさせていただきたいと思っております。

また、わけではありません。まだ線量の高い時期でありますので、違った補助金があるかと思っておりますので、皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 施設建設に対しては昨年的一般質問でも教育長のほうにご提言をしておきました。やはり第4次振興計画に向けて関係者、スポーツ関係者のそういった意向、それから地元の中心街といいますか地元の村民の方々の意向をよくお聞きして、費用対効果がある建設をひとつ望むところであります。

それでは、第3点目の質問に移りたいと思っております。

第4次振興計画の策定についてであります。

第3次振興計画も既に終盤に差しかかり、新年度は村の総合的な地域振興を目指した第4次振興計画の策定年度となります。これは住民参加による検討は人材育成や郷土愛をはぐくむ上で不可欠なものと考えておりますが、策定への基本的な考え方と手順、今後の日程についてお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の3つ目の質問であります第4次の振興計画の策定についてのご質問にお答えを申し上げます。

平成18年3月策定の第3次鮫川村振興計画は、平成17年度から26年度までの10年間に村が推進すべき基本的な方向、将来の村づくりの基本方針につながるものを定めたものであります。本計画は住民が合併を選択しなかったことを受けた自立のための総合計画であり、財政面等の厳しい制約のもとで策定された計画でもありました。

また、計画は公募を含めた住民委員と職員で構成する計画策定委員で地域資源活用検討委員会、農村景観活用委員会、生活安心委員会、人づくり地域産業委員会の4つの分野の委員会に分かれての検討が重なりました。

ご質問の平成27年度からの第4次の振興計画策定に当たっては、基本的な考えについては過去の議会でもお答えしましたが、第3次の振興計画、村づくりの基本理念を「まめな暮らしを生かした村づくり」とした経過があり、これは今後の村づくりの基本理念として変わらないものと捉えておりますので、この流れを継承していくものと考えております。これに東日本大震災からの復興を目指す鮫川村復興計画によって補完される新たな復興に向けた事業が、計画に加味された内容で計画されるものと考えております。

本計画は、平成25年度からその準備段階に入り、既に住民アンケートを、中学生アンケートを実施し、各事業担当課の計画達成状況調査及びヒアリングを終了し、大方のデータ処理をおいております。今後、これらの結果をもとに地区懇談会の開催、住民委員の募集、策定委員会の開催、振興計画審議会開催などの過程をおいて策定されていく予定であります。

この過程の中でできるだけ多くの住民の方々に参画いただく予定をしております。時期的には新年度早々に策定委員会を立ち上げ、その後7月ごろには地区座談会を開催していく予定になっております。来年の1月以降に町民、振興計画審議会を開催し、鮫川村の振興計画として3月定例議会に提案したいと考えております。

以上の流れで計画の策定に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いするものであります。

以上で、8番、関根政雄議員の3番目の質問にお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 新年度1年で手順を踏まえて住民懇談会等々、村民の皆様から委員を募集してということでございます。

村の10カ年の方向づけを決めるということは大変重要であるし、我々村民としても非常に責任があると思います。立案、提案する以上はその責務もあると思います。この委員の中に若い人たち、それから女性と、どうしても審議会とか、協議会とか、検討会とかというところに出てきづらい方々、こういった方々の声が非常に重要でもあると思っております。こういった若者とか女性の方々が参画をして話をしやすい村民の会議、公募をすべきと思いますが、そういった工夫につきまして村長のお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今ほどお話ししましたが、中学生のアンケート調査は終わっているようであります。中学生がどんな私もアンケートの設問はまだよく理解していないんですけれども、答えももちろんまだ見ておりません。この辺は教育課長より答えをさせますが、やはり大事なものは、中学生、高校生の意見もこの策定委員会の委員の中に反映していただかねばなどは考えております。こういった形で参加させるかというのは、児童会とか生徒会にこの鮫川村の思いを伝えて、私たちがその会議に出席するのではなくて、子供たちから提案させてもらえるような資格があればおもしろいのかなと考えております。

あと、地域懇談会は、この第3次の振興計画のときには夏の集まりやすいと考えたのでしょうか、平成16年7月13日に、西野から私は始まったと記憶しておりますが、週1回、そして地域の皆さんにお集まりをいただいて地域の問題をいろいろお話するのですが、なかなか意見は出てこないのは、その辺は村で行く前にそれぞれの集落単位で集まりをもってこの集落はこんなことをお願いしたら、こんな地区づくりをやったらという、そういう事前の下準備をしてこの集落座談会に臨むとまた違ったようないろいろ意見出ると思うんです。その辺は議員の皆さん方も工夫してそれぞれの地域に帰ったときに、そんな提案をしていただいたりしていただければ、そして、今回の第3次もそうでしたが、できるだけ業者には委託しないで、自分らで手づくりの振興計画の策定ということで頑張りたいと思います。

そして、またこの基礎には、まめな暮らしを生かした村づくりというのがこれは揺るがない基本理念であると思うんです。この辺をしっかりと捉えながら、もうちょっと肉づけしていけば、あとは復興計画も3年ほど前に立ち上げて計画させてもらいましたから、その辺もかみ砕いていけば立派な策定ができるのではないかと思います。その辺、課長いいかな。

あと、細部にわたっては担当課より答えをしていただきます。

○議長（前田三郎君） 企画調整課長。

○企画調整課長（石井 哲君） 今ほどの村長の答弁の補完と申しますか、ご説明をしたいと思えます。

中にありました住民アンケートと中学生のアンケートということでもう既に実施しております。中学生のアンケート等も同じなんですけれども、非常に3次計画の達成状況もわかって、これから何が必要かというところを把握できるようなものということでデータの処理の作業中でございます。

話にありました地区懇談会の中身につきましても、そういったデータをもとにこれだけ達成しました。今後これだけ課題がありますよというような基礎データで提出しますので、それをもとにご協議いただくということで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 若者枠、女性枠についてはどうお考えですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 策定委員会の構成メンバーは、これは皆さんと一緒に計画していきたいと思えますので、もちろん執行部のほうもそうですが、議員の皆さんあるいは区長会等原案は、基礎は練っていききたいと思えますので、そのときいろいろ具体的な意見を頂戴できればと思えます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 来年のこの議会には復興計画が表示されるということです。それまでの過程も大事であると思えます。

それとまた、復興計画は計画をつくることが目的ではなくて、その計画は過程でありますから、あくまでもその計画がゴールということではなく、そこからスタートという位置づけかと思えます。

それで1年間各委員、公募される若い方から熟年の方までの方々でいろいろな検討をされ

てて、一冊にまとまったというその後ですね、その委員さんが1年で、はいご苦労さま、これがゴールですということではなくて、計画はあくまでも策定した後がスタートなので、まずは企画、その計画に基づいて熟考していくと、そしてさらにはその計画が10年間でどのように変わるかということも検証しなくてはならない。それで途中で修正がきく、修正すべきものであれば修正していくというのが振興計画の大筋だと思います。

基本理念は曲げないにしても、その手法は時代の背景によってやり方は変えていって当然だと思いますが、このせっかく一年間いい知恵とアイデアを出していただいた検討委員の皆様方が計画ができた段階でご苦労さまということではなくて、その以降、組織を変えてもこの振興計画を策定した責務があると思いますので、そういった各分野分野からの村づくりに参画をして意見を出したという方々を分離することなく、その組織をつくり変えてでも村づくり委員として、また振興計画の中身について検証するようなそういった機関が必要ではないかと思っておりますが、村長、いかがお考えでしょうか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 関根政雄議員の再質問であります策定委員の任期であります。この策定というのは10年間の計画を立てるわけですが、策定する段階から年次ごとに見直しを3年ごと、5年ごとに見直しをかけていこうというふうな思いはあるんです。計画の中にそれはうたっております。3年後に、またその3年後の時代に合った見直しをして村の振興に取り組んでいこうということですから、その見直しの時期にはそういった委員さんの力が必要になるわけです。

こういった策定委員の全てをもう一度3年後に集めるのではなくて、それぞれの委員会の代表者あるいはそれを支えてくれる委員長、副委員長となりますかね、そんな形の人はずっと10年後、この計画を策定した委員として残ってくださいよという、そういう物語をつけて委嘱するのも一つの考えですね。そういったことを参考にさせていただきながら委員の選定を考えていきたいと思えます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 前向きなご答弁をいただきました。やはり立案、企画をした以上、汗を流さないといけないと思います。ですから、ぜひ人づくりの一環としてこの第4次振興計画を郷土愛をはぐくむと冒頭に言いましたけれども、鮫川村を愛する人たちが計画を10年間立てるということを基本でありますので、人づくりの観点からもこの振興計画の策定についての過程、これを重んじていただいて、その後また村づくりにもぜひとも発案していただい

た、提案していただいた方々に参画していただけるような、そのような村づくりで10年間また新たなスタートを切っていただきたいとお願いしつつ、3点の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

◇ 前 田 武 久 君

○議長（前田三郎君） 11番、前田武久君。

11番、前田君。

〔11番 前田武久君 登壇〕

○11番（前田武久君） 私は、今回の定例会に次の3点について村長に答弁をいただきたいと思いをします。

まず第1点であります、診療所の運営体制についてを伺います。

医師の確保と住宅問題については、現在の北崎先生のほかに佐藤蕃先生を新たに迎えると2人体制として、それから医療に備えるというような体制、それから医師の住宅建築事業について、さきの全員協議会において村長が示されております。医師の住宅については前年、前回から越虫に住宅を設置しておりますにもかかわらず、今回26年度に予算編成がされておるわけでありまして、測量費含めて約4,000万円の事業費が盛り込まれております。それらについて村長に具体的な説明を求めるものであります。

以上であります。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の診療所の運営体制についての質問にお答えを申し上げます。

国保診療所の医師確保につきましては、村民の健康保持増進のため各方面からの情報を入れながら、過去に心当たりの4名ほどの医師との面談を行い、招致を図ったところですが、かなうことがありませんでした。

今回は、福島県地域医療支援センターで行っておりますインターネットで閲覧できる無料職業紹介所をドクターバンク福島の求人情報に登録しておりましたところ、東京都武蔵野市に在住の佐藤蕃医師の目にとまり、1月30日にご来村いただき面会いたしました。そのときに、既に鮫川村の診療所で働きたいという意志をお持ちであること。鮫川村で生活をして地

域医療に力を注ぎたいとお言葉をいただきました。診療所の運営につきましては月曜日を休診としていることから、村民の皆さんにご不便をおかけしておりましたので、診療所の医師としてお迎えすることで協議を進めたことを申し上げます。

特に、夜間に医師が不在になっている。北崎先生は皆さんご承知のとおりであります、金曜日には東京に帰るんです。そして土、日、月と留守にする。やはり医者がないのが一番不安だということがいつも心にとめておりました。この辺、佐藤先生を迎えることによって夜間の診療もしていただけるということで、これは終日です。24時間体制で私は村の診療所というのは24時間体制が当たり前なんだよと、そういう優しい言葉をいただきましたので、本当に村でお迎えする医者にふさわしいなと考えました。

先生は東京医科大学を卒業され、昭和30年に医師国家試験に合格されております。昭和3年生まれです。東京都八王子町立の国保三原診療所所長とか、大船中央病院の内科勤務、蒲田の総合病院内科部長を歴任され、昨年、平成25年12月まで東健メディカルクリニックで院長先生をなされていたんです。このメディカルクリニックが閉鎖のために退職された方です。

現在の北崎先生が火曜日から金曜日までの勤務でありましたが、先生にお願いしました。先生の事情でこういったことで募集して先生が来るようになったから、給料を支払う都合もありますから、先生には火曜日も休んでくださいということで、水、木、金、週3日をお願いし、佐藤先生には月、火と、月曜日、火曜日、そして土曜日の午前中ということでお願いをしたいと思います。2人体制であることは佐藤先生が高齢であるためご理解をいただきたいと思えます。

やはり、1人より2人体制のほうがお金はかかります。ですが月額に直しますと10万円の負担で、年間120万円の負担で夜間の村民の安心も守るということでご理解をいただきたいと思えます。

次に、医師の住宅建築事業についてであります、越虫住宅はこれは決して医師の住宅として準備したわけではございません。便宜上たまたま空いた住宅があったものですから住宅として使わせていただいたということで、北崎先生が赴任当初から家族とともに住んでおりましたが、23年3月の震災後、放射能の被爆の心配から奥さんとお子さんが埼玉県に戻られてしまいました。その後、北崎先生がお一人でお住まいになられておりましたが実家へ帰ることが多く、以前に議員皆さんからご指摘があったように、ほとんど生活することがなくなっておりましたので、11月下旬にお願いをして、こういった指摘をされたから先生、退去し

ていただきたいというお願いをしました。越虫住宅は売却の方向で検討を進めていたところでありましたが、佐藤先生を急にお迎えする住宅がほかに見当たらないため、当面越虫住宅を医師住宅として居住していただくことにした次第であります。

越虫住宅では通勤に時間を要すること、夜間の往診等に不便であることなどのリスクがあります。また、診療所を運営する上で診療所にできるだけ近いところに医師住宅の整備が必要でありますし、居住する環境もできるだけ利便性や快適性を図りたいと考えております。無医村にはできませんので、医師を確保するためには少しでも鮫川村を気に入っていただくための条件を整備する必要があるという思いから、当初予算に社会資本整備総合交付金を充当し、医師住宅整備事業を計上いたしております。

なお、新しい医師住宅が完成次第、越虫住宅の売却等の検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたし、11番、前田武久議員の質問にお答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長の答弁で、当然、この北崎先生は前にも村長から我々議員に話された、当時先生を依頼するような考えで招致をしたわけではなかったみたいでありまして、当然、先生もそのような話にのって鮫川に来て、では私の都合のいく週4日間を鮫川でもって診療に当たりたいというようなことで、実際専門も皮膚科というようなことで鮫川の村民からの期待には沿えない、こんなことを言うてはちょっと語弊があるかと思うんですが、ちょっと不足がちな診療状態だったというところに、今回、佐藤蕃先生が招致で来たということは、これは私もよくやったなというように認めたいと思います。

ただ、前回も私が村長に申し込んだ点は、越虫の住宅、あの取得に対しては私は当時から反対をいたしておりました。その後、先生の医師住宅として使用させるというようなことでありましたが、佐藤先生、22年に来村していただいて、23年からその住宅の使用に当たったんですが、実際、物置状態でもって住宅としての機能は果たしておらなかったと、それで昨年ですが、村長から越虫の買入れた資産を売却の話がありました。それで売却はいいだろうと、昨年のちょうど今ごろですか、私ども本会議の後の話でもって我々議員に村長から話されまして、その話は早速進めたほうがいいというようなことで、大体その売却が成立しなかったと思っておったところ、つい最近になってその売却は取りやめたというようなことで、先ほどの話のように、佐藤先生招致のために一時そこを住宅にすると。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、今回の26年度の当初予算でもって4,000万

円の医師住宅が、二重の医師住宅を構えるような形で提案されておるということに対して、どうしてもこれは筋道が違うんじゃないかと。なぜ売却した後に医師住宅として、正式に買ったものを売却処分した後にそのような予算化をするならば私も納得いたしますが、ましてその越虫の住宅を一時宿舎として、あとはその医師住宅ができた場合にはそこに新たに移させると。

先ほど村長が申しましたように、夜間診療まで当たってくれると。それから一日通じて往診も可能だというような場合には、緊急非常体制のことも考えなくてはならない。そうした場合には、やはり今の診療所の近くに当然これは医師の住宅として考えなければならない。

今、京條先生ですか、前の医師の住宅ですね、前の診療所の医師住宅、あれは村営住宅になっているんですか今。村営住宅であるからにしても入居者に貸与しているわけですね。あそこならば医師の住宅として最高の、利便性もいいし、条件も整うのではないかと、京條先生には一時今度新たにできる村営住宅、伏木田ですかそこに今建設中で間もなく完成を見るわけなので、そういった、まだそのほかに空いている村営住宅に一時移っていただいても何しても、あそこに佐藤蕃先生を住まわせて緊急に備えるという体制にしたほうが、村民の健康確保には最高ではないかというふうに私は考えるわけですが、どうしても医師の住宅としてひだまり荘、前からあれは村営住宅敷地として利用するというようなことで村長から我々に説明があつておったわけですが、そこを今度は変更して医療住宅にすると、医師の住宅にするというような予算化されておるわけですが、なぜそうなったのか、その辺について村長の答弁をお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の医師住宅についての再質問であります。まず勘違いしているのは、越虫の住宅はあれ医師住宅に確保したのではないんですよ。あれは住宅を売りたいという人がいたもんですから、定住促進住宅あるいは都市との交流施設に利用できる施設かなという思いで買い上げをさせていただきました。たまたまああいった医師の問題がありましたので北崎先生、家族で来るということになったもんですから、4人家族でしたからちょうどいいあんばいの広さかなということであそこを提供したということで、あれは決して医師住宅ではありませんから勘違いしないでください。

あと、今の京條先生の前の医師の住宅ですが、あそこは私もともと大変日当たりの悪い不健康な屋敷だと考えておりました。鮫川村に安心して住んでもらうにはもうちょっと日当たりのいい、住宅環境のよいところをお世話できないかなという思いでおります。そういった

ときに今回の話があったものですから、今宅地は、今ほどひだまり荘の後ろという議員のお話ではありますが、そこでは決してありません。違う場所を予定しておりますが、その場所が適当であるかどうかというのは、皆さんにご協議をいただかねばならない案件かとは思っております。ひだまり荘ではありません。

こういったことで、やはりああいった高齢者の、特に鮫川村になかなか医者というのを、こういった不便な土地に来てくれる方というのは少ないと思うんです。せめて永住、長くいてもらうには、実は環境ぐらい、日当たりのいいそんな場所にお迎えしたいなという思いがありますので、ぜひご理解とご協力をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 村長の言うこともよくわかりますけれども、越虫の資産を得たということは村長も何かおつき合いの関係で、オーゼキの社長から買って来てと言われて買ったと、どうだっぺというので我々に相談がありましたね。それで買ったんだと、建物はすばらしい建物だと、もう今の見積価格の評価以上の価値があると。しかし、私は当時繰り返しは言いませんが、それはそんなもの買う必要はないと、鮫川行政が不動産みたいなことをやる必要はないというようなことで一応不満の意見を述べたはずですよ。

しかし、医師の仮住宅として利用するんだということは言いましたね。私たち議員にもそういう説明をしました。当然、医療の住宅というふうに私たちは認めたわけですよ。そういうことであれば議決されたわけでございますが、今、日当たりのいい場所、確かにそれは僻地医療に貢献してくれる医師の健康とか待遇をよくするためには必要かもしれません。

しかしながら、今先ほど申しましたように、伏木田の住宅は最高の日当たりのいい場所だね、あれは。あれは間もなく完成するんでしょう。決して医師住宅として、新たに予算化して、住宅を建てて、金をかけて、そして迎えなければ医師を住まわせられないというような条件はないはずですよ。だから当分の間、当分といったって半年くらいだと思うんですけれども、今の越虫に先生にいていただいて、なるべく緊急対応できるような体制に行政側で持って行って、そしてあの住宅が完成した暁にあそこに転入してもらうというような態勢でも決して悪くはないと思うんですよ。村民の人たちも多分そのほうが良いというふうに考えると思うんですが、再度その辺に対して村長の考えを伺います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 伏木田に今建てております2棟4世帯住宅は、定住促進住宅で今建設中であります。ですから定住促進住宅でありますから医師が入っても決して悪くはないわけ

ですが、鮫川村は住宅の希望が多いんです。公営住宅の建設が定住促進に役に立つ。人口確保に役に立つということで今取り組んでおるところでありますので、あの住宅については一般村民にここを提供したいなという思いであります。

そして今度の事業は、50%の補助事業で医師の住宅の建築事業があるものですから、これに手を挙げさせていただいて、低利な条件で、あと残りは起債で、過疎債で建築できると思います。ですからその辺ご理解の上、村の公営住宅の建築促進あるいは住宅の促進にどうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今、村長が起債とか何かと申しあげましたけれども、私も予算書を見ております。一般財源、半分を大体一般財源と起債ですね。だから決してこれは今の財政難の中であるものを有効に活用するというのは、これはさっきも村長、誰かの答弁に申しあげましたように、建物をフルに活用して無駄をなくして財政負担を軽くしていくと。

住宅はこれからどんどん建設は可能だと思うんですよ。先ほど関根議員からもありましたように、西野のグラウンド跡地、我々に住宅地としてあれを利用しましょうというような話もしましたね。これは定住促進住宅とか、これから村民が求める住宅確保に応じるならばどんどんそういうものをフル活用できる土地がいっぱいあるんですよ。

そして決して、それこそ中央にばかりという住宅問題ではないと思うんですよ、住宅建築というのは。やはりそんな一因に住宅を確保していくという面からすると、決して不適當な場所ではないと。そういうことでこれは再考すべき問題であるというふうに考えます。

それと、先ほどどこにまだつくるんだか、皆さんには言いたくないというようなことでございますが、これは我々もやはり村民の代弁者としてその場所が、これ予算化しているんだから場所くらいはもう提示してもいいんじゃないですか、これは。どうですか村長。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 議員が勘違いして、ひだまり荘の後ろの公営住宅の予定地という話をしたんですが、私は皆さんに前に話をしたと思うんですけども、聞いていなかったですか。聞いているでしょう。いや、議員は聞いていないでしょう。だから、前田議員は聞いていなかっただけだ。

私は前にお話ししたのは、森林管理所にお譲りした土地の前が空いている。あそこに今は宅地ではない、山ですよ、原野です、あそこを宅地にして医者を迎えたい、そういうお話はさせていただきました。ですから皆さん方ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 森林管理所、場所からいってそれこそひだまり荘とそんなに離れていない場所ですよ。

先ほど場所が一番近い、日当たりのいい、そういう面からいった場合には何かちょっと問題視されるような気がしますけれども、それについて村長、答弁。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ひだまり荘は先ほど議員が話したように、あそこは村の公営住宅の予定地なんですね。ですからあそこには5世帯が入る住宅ができるのかなという今レイアウトが引かれています。ですから5世帯住宅です。医師の住宅と公営住宅を一緒にするのもなかろうけれども、私は医師はやはり別の場所でもっと見晴らしのいいとか、ちょうどたまたまそういった場所があったものですから、あの辺が一番いい場所ではないかという提案をさせていただいたということでもあります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） これはいつまでも2人でもって水かけ論になりますので、新年度の予算が提案されるわけでございますので、その際にまた質疑を交わしてまいりたいなと思っています。

それで、現在の今お世話になっている先生であります、前回、2年程度の契約更新をしたいと、今までは1年の契約条項でもって雇用条件を結んでおたわけでございますが、その2年というような契約期間を1年延長したということについて、村長に伺いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 2人体制がいいのか悪いのか、これは私もまだ確たる自信はありません。ですが、高齢者の85歳の先生をそれほどまで信じていいのかなという思いがありましたものから、2人体制が今ベストかなという思いで1年契約というお話をさせていただいたんですが、北崎先生に不満が、話には私もいわゆる精神的にしっかりと先が約束されていたほうが楽なものですから、どうでしょう2年契約とさせてもらえませんかという、先生のほうから申し出がありました。そういったことで今まで22年からお世話になった先生ですから、これも先生の言い分も聞かなくてはという思いで2年にさせていただきました。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 北崎先生はそうすると、現在、倉庫状態にしておく越虫の住宅は引

き払うということなんですね。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 北崎先生には、11月かな。11月の時点で荷物はみんな引き払ってもらいました。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど佐藤蕃先生は85歳の高齢で、いつどういうことになるか心配ではないかと。そういった場合には、せっかく医師の住宅を確保した建物がもし空いた場合は現在の北崎先生か、または支援機構に協力を求めている新たな先生を迎えるための医師住宅として備えるんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） はい。今、前田議員のお話のとおりであります。

今、ネット上では今も引き続き鮫川村の医師は募集しております。それは北崎先生はあのおりだし、佐藤蕃先生は高齢者ということでもありますので、若い医者が来ていただければということで、両先生にお断りをしてネットでの募集はしております。ですから当然、今度の新しい住宅はその先生にご利用いただけるような考えであります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） では、診療所の運営体制に対しては以上で打ち切りたいと思います。

次に、2点目の法人化について。

「手・まめ・館」運営協議会の直売所及びゆうきの郷土の法人化を図る時期に達していると考えますが、具体策をどのように検討されているかお伺いをいたします。村長に答弁を求めます。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の2つ目の質問であります法人化についてのお答えを申し上げます。

議員おただしの法人化につきましては、これまでも何度かにわたり法人化への移行についてご質問等をいただいているところであります。

平成17年11月に加工直売所「手・まめ・館」がオープンして以来、振興公社等の民営化方

式に向けて審議されてきました。最終となった検討会は平成19年3月28日に開催されました振興公社等計画審議会において法人化への方針が出されてきたところでもあります。この間の経緯としましては、有機農業の里づくりを目的に建設計画になりました堆肥センターの完成を待って振興公社の設立、法人化を目指すことで、一つの方向性を示したところでもあります。

堆肥センターゆうきの里が開所してからちょうど1年がたちました。待望であった堆肥販売は昨年9月から開始することができ良質な堆肥として自信を持っており、今後のゆうきの里づくりに期待をかけているところでもあります。

議員お尋ねの法人化の具体策ではありますが、ゆうきの郷土については事業運営が始まった状態でもう少し時間をいただいてからその時期を決めていきたいと考えております。

「手・まめ・館」運営を初め、本村農業の振興、職と農の学習館といった機能、役割を合わせ持つ中心的施設であります。これらの施設運営については、安定した収入とともに一定の経費を要することから、黒字経営に転換するのはなかなか困難なことであります。独自採算性を優先させることも一つの意見ではありますが、本村の農業振興を中心とした村づくりの重要な施設の一つであり、農家、農業経営の支援事業所でもあると私は思っております。一定の公的な支援をするとともに、理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、法人化についてのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 今答弁ありました法人化、これは前に数回一般質問したとおりであります。

先ほど村長が申しましたとおり、19年3月28日に答弁をいただいた件では、ゆうきの郷土堆肥センターですね、完成の暁には法人化を目指していきたいというような答弁でありました。

23年度中に、24年にちょっと入りましたけれども、大体堆肥センターが完成いたしまして運営を開始と。現在、堆肥の販売等も手がけておるような段階に入っていると思います。今は総合ですね、村長が振興公社の立ち上げについて、いろいろな迷いというか考えが変わって、変化して我々に答弁をしてきたような結果がございます。

最初は私に答弁いただいた後は、「手・まめ・館」の独自採算性を早く図るべきだと、振興公社の法人化をすべきだというような質問をいたしました際には、「手・まめ・館」がある程度経営が安定した後に法人化を進めたいというふうにだんだん変わってきたわけです。

それで、当初これは前の農林課長かな、課長が村長にかわって答弁した、これも一般質問

の際ですけれども、5年後には「手・まめ・館」50万円以上の黒字を出すというような計画を示した、されていましてね。それで「手・まめ・館」が現在経営安定されているのか、黒字はどのくらいになってきているのか。あれからもう、平成15年からもう設立は始まったんです。17年には村長がこれは「手・まめ・館」を振興公社にすると、立ち上げると、法人化にするというような我々に約束を示されたわけです。

ところが、あれからもう9年になりますけれども、一向にその法人化の具体策が出てこない。それで今、村長は「手・まめ・館」の運営協議会長ですか。協議会長として、実際は過去に5回ほど推進協議会というものを開いてある程度検討したけれども、途中でその会議も打ち切っていると。その後、「手・まめ・館」の運営協議会というものにかわって、協議会長になって、当然、これにかわっておる加工部門あるいは村、それから「手・まめ・館」の生産加工者、あとは農協とかを含めての推進会議というのを持たれてきたのか、こなかったのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 毎年運営委員会は持っております。そして、もちろん会社でありますから申告もしております。ただ、経営内容は大変こう一般会計からもご支援いただいているとおり、厳しい内容であります。ただ、私はあそこの場所は、あの施設は鮫川の優秀な雇用の場所でもあるし、私は鮫川の農家の皆さんに勇気を与える、元気を与える場所であるという位置づけをしております。

やはり、村の公的な資金の援助をしながら農業振興を図っていくためにはとても大事な施設であるものですから、しっかりと自立できる、運営がしっかりとできるまでは皆さんで支えていただきたい。堆肥センターもそうです。堆肥センターも、今、月100トンほど生産できるようになりました。100トン生産してもことはトン3,000円で販売しています。100トンですから1年間1,200トンです。1,200トン全てを堆肥販売いたしましても360万円です。ですから360万円の中に、今、村の職員が1人と、あと作業員が2人行っております。こういった内容でありますから大変こう厳しい。ただ、畜産農家は糞尿処理に大変役に立っている。村の畜産農家の振興には役に立っている施設であるということは、少しずつ皆さんに理解をいただいているのではないかと。

そして、堆肥のない農家に堆肥を配ることによって、また村の農業の振興を違った形で発展できるのではないかという思いであります。いろいろ容易でない施設ではありますが、こういった農業の村だからこそできる支援、農産物加工場、そしてああいう堆肥センターとい

う位置づけで村の農業、鮫川の基幹産業を守るためにぜひ必要なんだと。それで、経営がもう先が見えるようになったら皆さんで恐らく、議員の皆さんにも出資者になってもらって二、三十人で振興公社を立ち上げるのがベストかと思います。だからそれまではどうぞ皆さんで支えていただきたい、そういう思いでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 前々からそのような話は何回も伺っておるわけで、当然、これは村の農業振興のために、また雇用促進とか、それから有機の土づくりのために、そういうつもりであれば建設しておるんですから、村長が言うまでもない話なんですよね。

しかしながら、前にもこう申した話なんですけれども、堆肥センターを絡めた統一した振興公社の立ち上げは「手・まめ・館」が黒字になって、堆肥センターの赤字補填をできるようになったら振興公社を法人化にしたいというようなことも話しておりましたね。当然、我々誰が考えても「手・まめ・館」が法人化しても、赤字を解消して黒字財政になるなんていうことは容易なわざではないというふうにみんな承知しているんですよ。

村の大変な村民の税金を費やして、そうしてあれだけの大がかりな施設を貸し与えて、自立させて、少しでも努力させて、そうして、もうどうしても赤字が出るという部分に対しては村でもある程度の補助をするという考えでいかなければ、いつまでたっても自助努力はできないはずなんです。まして村民がそれらの負担を強いられるということは、決して村民が納得できない問題であるし、前々から法人化は設立2年くらいしてから私は法人化にしますと言った言葉が全然守られない。10年たってもできないような状態では、これは我々としても黙ってられないというような思いでありますので。

先ほど会議を続けておるといふようなことでございますが、村長みずからこれは容易ではないからまだまだできないんだというような話でもって進めているのか、それから運営委員会の中でどういう意見が出ているのか。それから、生産者の方々の話も聞かなくてはならないし、その内容というのは数回開いたとすれば、おおよそのその内容は我々に説明できると思うんで、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 運営の方たちも全ての人たちが大変な施設で村に厄介をかけるけれども、村の農業の振興のためにはやむを得ない施設なのかなというそういう理解のもとで皆さん協議をなさっていただいていると思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 多分、「手・まめ・館」の経営状況ですけれども、前回、青申でもってやっているとおりで、収支決算書は提示したんですけれども、1回だけですけれども。ことしもぜひ提出をお願いしたいんですけれども、内部の人員構成とかどうなっているんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今は臨時職員というのですか23名でやっているんですけれども、とても手いっぱい、これ以上ふやすこともできないし、さればと言ってふやすことも皆さん売り上げをといつもお話をしております。いろいろその労働時間の関係もあります。こういったことで喫茶のほうは週2日体制で3人体制に、1人削減させていただきましたが、もともと喫茶のほうでそれほど利益を上げる施設ではないと私は思っております。

ただ、「手・まめ・館」の直売所のほうは加工品でもうちょっと頑張れば、あるいはその加工品で外売がもうちょっと活発になれば利益も確保できる施設ではないかと思っております。ただ、なかなか新しい商品開発が容易でないようであります。

今度来た地域支援隊の皆さん方のアイデア等も、ぜひ商品開発に生かしながら店の「手・まめ・館」の振興も図ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 加工部門、それから直売所ですか、直売所が事務員も必要だと思うんですけれども、あとは食堂と喫茶というようなことで、その全員の配置はどうなんですか。役場職員はあそこには今は行っていないんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 役場職員は堆肥センターのほうに圓井正男が行っております。あと山本恵子さん、これは嘱託職員であります。そちらで出向させております。今2人です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 青申の収支決算書は村から執行しているというか、臨時それから嘱託の給料というのは、それには含まれていないんですね。

〔「含まれていません」と言う人あり〕

○11番（前田武久君） いいです。わかりました。

このままでいくと、当然「手・まめ・館」はなかなかその自立に向けた努力は不可能だというふうに私は思うんですよ。

それで、やはり自立に向ける体制にするには法人化、振興公社を立ち上げるべきだという

ふうに考えておりますが、そのめどについてですね。これは大体10年だね。村長任期中はこれでも無理ですかね、これ。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 今度、地域協力隊の活躍もあると思いますが、何せそれぞれの地方で特徴を出したみそ、しょうゆ、大豆の加工何かは結構頻繁にあるんです。なかなか容易でないと思います。

あとは、村内の消費の拡大を図ったりして、何とか正常な運営に持っていきたい。そしてまた職員も親方日の丸のような意識だけはないようにしっかりと教育しながら、農家の手助けができる事業所として取り組んでまいりたいと思いますので、お気づきの点ありましたらば、彼女たちも、職員たちもしっかり今のところは働いていただけるのではないかと思いますけれども、何か気づいたところがありましたら、改善しながら取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 法人化に向けての努力、これは一日も早い目安を我々に示してほしいと思いますので、そうすれば村民の人たちも納得いくような「手・まめ・館」というか、「手・まめ・館」に大体統一するというような考えだと思うんですけども、ゆうきの里は、それでもって法人化に進めていくというような考えが間違いないと思うので、そのように確約をお願いでき、我々にいち早いお示しを願いたいと思います。それについてその意志は変わらないかどうか確認しておきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） もう一日でも早く、一年でも早くその立派な経営ができる、黒字経営の村からの支援がない事業所に、なるべくこう努力をさせていただきます。

職員にも私、集まるたびに、こういった皆さんに大変こう心配をかけているお話はしているんです。まず自分の給料は自分で稼ぐぐらいの勢いで頑張らせますので、それまでどうぞ温かなご支援をお願い申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） それでは、3点目のさぎり荘の問題について。

施設の管理規則について村民保養施設の管理規則、特に休館日の見直しを図るべきと思うがいかがか、村長にお伺いします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田武久議員の3番目の質問、施設の管理規則についてのお答えを申し上げます。

村民保養施設さざり荘の運営につきましては、議員各位のご支援を賜り感謝を申し上げます。

ご質問の休館日については、村民保養施設管理規則第4条に基づき、祝祭日にかかわらず毎週水曜日と、大みそかの12月31日と、お正月1月1日から1月4日までの5日間としているところであります。このことにつきましては、平成25年第1回議会定例会にご質問をいただいたところでありますので、区長会会議に指定管理者である社会福祉協議会の事務局長の出席のもと区長会でご協議をいただきました。

局長からの現状報告であります。毎週水曜日休館し、浴槽や施設内の清掃をすることで安全・衛生面の確保ができています。

年末年始においては、機械設備等に異常が発生した場合、業者も年末年始は休業するため、迅速な対応が困難であり、逆にお客さんに異常が発生した場合に迷惑がかかってしまうなど、機械設備管理体制に課題があること。

また、冬季間は寒暖の差が生じやすく、高齢者の体調に異変を生じることが多々あり、特に浴室で具合が悪くされる方が多く、その都度救急車を要請して対応しているところであります。

また、泥酔での迷惑行為が見られるなど、気配りや目配りが必要となっており、お正月は特に飲酒されて入浴する方が多くなることを危惧しており、安全管理への責任も施設側の大きな課題であること。

そして、現在の職員の勤務体制は週40時間を44時間勤務。祝日の休暇を付与していない状況にあり、4人体制では限界があることなどの説明があり、現行のと通りの営業日で区長さん方のご賛同をいただいたところであります。

休館日につきましては、村民のサービス向上を図る上でも重要なことでありますので、現状をよしとせず、今後も検討、協議を重ねてまいりますので、ご理解をいただき11番、前田武久議員の施設の管理規則についてのお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） やはり昨年3月の定例会でした。この声に対して一般質問した際に、

これは今後検討してお知らせするというような答弁でございました。議員の要望に沿うようなお答えをしたいというような答えでありましたが、あれから1年たつてきょうまでそのような検討結果が我々に示されておらなかったということで、私、再質問したわけでございます。

それで、去年の村長の答弁でその後会議が持たれまして、今のようなお答えを出されたと思うんですが、当時の村長の答弁では、休館については従業員と検討、了解を得られるように話し合いで議員の要望に応えたいと。それで休日の設定は従業員の健康のためお盆、お正月休業にしているというような答弁でありました。これに対して私はちょっと疑問があったものですから、今回この休日問題、水曜日の定休日はこれは当然あってよかろうというふうに私は思います。

しかしながら今申し述べられた救急体制とか、安全体制に問題があるから正月は休めない。それから40時間が44時間の勤務体制に入っておると、労働基準局からすればこれは指摘されるような事項であろうと思いますが、これは就労体制を変えれば済むことではないかと思えます。まして我々これは今回も1,000万円の助成金を予算化しているわけですよ。これは毎年1,000万円を助成しているわけですよ、さぎり荘の運営に対して。これは社会福祉協議会のほうに出しているわけでございますが、そういったことで決して村民のサービス事業に対して我々は反対したことはないと思うんですよ。

さぎり荘だって1億5,000万円以内で建築するというような村長の最初の約束だった。それが実際は倍以上かかっている。それだって村民からは、村民の憩いの場、慰安の場、人生をすこやかに送りたいというような願いは誰でも持っているわけで、それを皆望んでつくった建物であって、村民が利用すべき建物であるわけですよ。それに対して誰も文句を言っている人がいないはずなんです。

ただ、文句を言っているのは、せっかく正月休み、一年じゅう働きっ放しの人が正月くらいは、三が日くらいはゆっくり休みたい。それから、わざわざ帰省した人たちが楽しみに鮫川に戻ってきて、唯一の温泉につかりたいというそういう願いを全然かなえてやれないと。区長会でも、区長さんはここにいないけれども、区長さんもその前その願いを聞き取れなかったというのは、ちょっと私も後で区長さん方によく聞いてみたいと思うんですけども、そのくらいの村民の願いを聞けないというのは、ちょっと村民サービスにはふさわしくないのではないのかなと思うんですよ。これは工夫次第では何ぼでもできると思うんです。従業員を常に養成しておくべきですよ。急に頼んで正月三が日あそこの施設の管理をしてくれと

言ったってこれは無理ですから、40時間を44時間働かせて無理なやり方していないで、臨時雇用者を使って、臨時従業員を使って、養成しておいてそういうときに対応させるといううな。

優秀な職員もいるんだから、いろいろな工夫はできると思うんですよ。それが1年たっても全然善処されない。ましてこの規則がありますね、条例のもとに規則というのがあるって、さっき村長が言われたような休館日というのがあります。昔のさぎり荘からすると一日くらいは少なくなったみたいですね。休みが。でもそんなもんでなくて、今回もことしの正月も、私のところには来なかったんですけども、同僚議員のところで大変な苦情が寄せられているんですよ。何だことしもだめなのかと。

だから前回私も述べましたけれども、これは村長が村長をやって、村長があれだけの建物を村長の采配でできたわけだね。そして社会福祉協議会の会長だね。会長みずから区長会とか局長にどうなんだと、これは村民の人が大方望んでいるんだからできないかと言ったらできるはずなんですよ。村長、采配ないのかな、それとも器量ががないのかね。そこら辺村長もう少し、今回は既に終わっちゃったよね。今度はお盆、また正月が来るわけなんだけれども、そのことは不可能ですかどうですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、年末年始の対応は今ほど申しあげましたように、現場からの声であります。ただ、村民の声はいかがなものか、なお確認をさせていただき、この第4次の振興計画の中でもさぎり荘の利用等をもう一度村民の声を聞くチャンスもあってもいいのではないかという今思いがしております。

こういったのを確認し合って、もし、例えば、そう言った声が多かった場合には、また少し持ち出しになりますけれども、人員を今4人体制から5人体制にして正月、大みそか、この辺を対応したい。こういったこともできるのではないか。こういった提案も現場に投げかけてみたい。そういったことできょうの答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） では、ぜひその前向きな方法で進めていただくようお願いいたします。まして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田三郎君） これで一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

（午後 3時22分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時37分）

◎議案第5号～議案第11号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第4、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第11号 鮫川村肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例までの7議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第11号 鮫川村肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例までの7議案について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

初めに、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、福島県人事委員会の勧告に基づき県に準じて通勤手当の上限額を改定するものであります。あわせて新型インフルエンザに対応するために、国もしくはほかの地方公共団体から派遣される職員に対して支給する災害派遣手当について規定するものであります。

次に、議案書の2ページをごらん願います。

議案第6号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、ふるさと納税制度により、村奨学基金に対し寄附金があったのでお名前を掲載するなどの改正を行うものであります。

次に、議案書の3ページをごらんください。

議案第7号 鮫川村社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、国の第3次一括法の改正により社会教育法が改められ、社会教育委員の委嘱の基準は条例で定めるものとされたため、委嘱の基準などの所要の改正を行うものであります。

次に、議案書の4ページをごらんください。

議案第8号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、道路法の改正により国の行う事業は全て占用料が免除されたことに伴い、村の条例の減免規定から削除するものであります。

次に、議案書の5ページをごらん願います。

議案第9号 鮫川村河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、河川法の改正により発電のために河川の流水を占有しようとするものの登録制度の創設に伴い、登録を受けたものから流水占用料を徴収することとするものであります。

次に、議案書の6ページをごらん願います。

議案第10号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、第1表の定住促進住宅の管理戸数について、青生野住宅については解体により廃止とし、現在建築中の伏木田住宅4戸を加えるものであります。

第2表において、家賃の基準と床面積の見直しを行ったものであります。

第3表については、入居者が負担すべき費用について所要の改正を行うものであります。

次に、議案書の8ページをごらん願います。

議案第11号 鮫川村肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例についてご説明を申し上げます。

この条例改正は、平成18年度に国における肉用牛特別導入事業が終了し、国・県への基金の原資を返納したこと、または貸付牛が全て返納されたことから、村において、鮫川村肉用牛特別導入事業を終了し、基金条例を廃止するものであります。

以上で議案第5号から議案第11号までの7議案について議案説明とさせていただきます。
原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎議案第12号～議案第19号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第11、議案第12号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から日程第18、議案第19号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第12号から議案第19号までの8議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第12号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

議案書の9ページから12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをまずごらんください。

補正前の予算が35億9,656万4,000円に対しまして今回4,403万9,000円を減額し、補正後の予算総額を35億5,252万5,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書2ページをごらん願います。

主なものをご説明申し上げます。

9款地方交付税ですが、普通交付税は1億9,061万4,000円の増額です。これは普通交付税の確定によるもので、補正後の地方交付税額は16億3,392万3,000円であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障害者保護費負担金の障害者自立支援給付費763万5,000円の減額は、障害者の施設入所支援等の利用減少による減額

であります。

同じく 2 目災害復旧費国庫負担金、1 節公共土木施設災害復旧事業費負担金の3,968万6,000円の減額は、凍上災、これは過年債で、24年の災害でありましたが、6カ所が歳入が翌年度となるための減額するものであります。施越工事となったことによる翌年度の歳入ということであります。

3 ページをごらん願います。

3 ページ、3 目土木費国庫補助金、1 節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金650万円の減額は、村道鮫川中学校線外1路線というのは、これは壇ノ岡線の舗装補修事業の事業費確定によるものであります。

7 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金の地域の元気臨時交付金3,380万8,000円の増額は地域活性化のための地方単独事業の資金調達に配慮するとして、国から交付されるものであります。

14 款県支出金、2 項県補助金、5 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金の福島県営農再開支援事業費2,373万2,000円の減額は、農地除染事業の事業費が確定したことによる減額であります。今年度の農地除染の完了面積は68.4ヘクタールです。

同節の福島県農業等災害対策補助事業費1,500万円の増額は、2月に発生した大雪による農業用パイプハウス倒壊被害の県費分の復旧事業補助金であります。部材購入費の3分の1が計上されています。村費の補助については歳出でご説明をいたします。

4 ページをごらん願います。

15 款財産収入、2 項財産売却収入、2 目不動産売却収入、1 節土地売却収入の村有地売り払104万8,000円の増額は、宿ノ入地内鮫川村森林管理所の隣の村有地149平方メートルを高柴ダムの無料観測所設置のために県に売却した収入であります。

5 ページをごらん願います。

17 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目 1 節財政調整基金繰入金の簡易水道施設整備事業費2,517万3,000円の減額外9事業の減額につきましては、当初予算において、県からの繰り入れを予定していましたが、地方交付税の増額による財源を充当することに定め、減額するものであります。地方交付税の入金が間に合ったということです。

同節の下段の公共土木施設災害復旧事業費5,101万2,000円の増額は、施越工事になった凍上災の国庫補助金と起債が26年度となるため、工事費を一時立てかえするための増額であります。5 目教育施設整備基金繰入金の体育施設整備事業費380万円の減額及び社会教育施設

整備事業費1,000万円の減額は、一般財源から充当することとしたため減額するものであります。

7目1節東日本大震災復興基金繰入金の定住促進住宅整備事業費2,532万9,000円の増額は、伏木田住宅建築事業において人件費、資材費の値上がりによる工事費の増額分を基金から充当するものです。

同節の、農産物備蓄倉庫整備事業費768万円の減額は、事業費の変更によるものであります。

6ページをごらん願います。

19款です。

19款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入、米の全袋検査推進事業費受託料550万9,000円の増額は、米の全袋検査実績が4万2,099袋となり、受託収入が増額となるものであります。

事項別明細書、7ページをごらん願います。

7ページです。あわせて議案書14ページの第3表、地方債の補正もあわせてごらんください。議案書は14ページです。

第3表の地方債補正です。

20款1項村債です。1目1節辺地対策事業債の小型動力ポンプつき積載車整備事業債外2事業で2,170万円の減額は、地域の元気臨時交付金等を充当することとしたため、起債を減額するものであります。

2目1節過疎対策事業債の過疎自立促進特別事業債490万円の減額は、大豆生産奨励事業において財源を一般財源から充当することとしたため減額するものであります。

3目1節臨時財政対策債7,613万円の減額は、東北銀行から平成15年借入金の利率を見直したため、一括償還する費用を計上しましたが、銀行側の方針変更により借り換えが不要となったため起債を取りやめることにしたものであります。

4目、災害復旧事業債、1節公共土木施設災害復旧債の過年度公共土木施設災害復旧事業債1,680万円の減額は、過年度債の先ほど申し上げました凍上災が施越工事となったため減額するものであります。

続いて、歳出の補正予算であります。

事項別明細書8ページをごらんください。

2款総務費で、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金の財政調整基金2,711万

7,000円の増額は、普通交付税等の収入増額の一部を基金に積み立てるものであります。

同節の東日本大震災復興基金2,138万3,000円の増額は、地域の元気臨時交付金の一部を基金に積み立てるものであります。

9ページをごらん願います。

3款民生費です。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金の国民健康保険特別会計事業勘定1,534万1,000円の増額は、国保会計繰り入れのうち前期高齢者の交付金が当初の計画を下回る見込みのため繰出金を増額するものであります。

同じく、5目障害者福祉費、20節扶助費の障害者自立支援給付費1,526万9,000円の減額は、障害者の施設入所支援費等の扶助費が減少するため減額するものであります。

11ページをごらん願います。

11ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、13節です。委託料の千葉県営農再開支援事業支援業務2,373万2,000円の減額は、農地除染完了による事業費の不用額を減額するものであります。

同じく、15節工事請負費の農産物備蓄倉庫建築工事1,000万円の減額は、事業費決定に寄る減額であります。同じく18節備品購入費のボイラー一式、140万7,000円の増額は、旧給食センター農産物加工所のみそ製造用のボイラーの故障による入れかえであります。

同じく、19節負担金、補助及び交付金の農業等災害対策補助事業補助金3,000万円の増額は、雪害による被害を受けた農業用パイプハウスの再建資材購入費の補助金であります。対象となる資材購入事業費は、これはちょっと変わったんですね。変わったんですけれども、予算で4,500万円となる見込みであります。このうち県が3分の1、村が3分の1、合わせて3分の2の額を助成することにより営農再建を支援するものであります。

ただ、今、流動的なんですね。国の補助金が2分の1、県の補助金が3分の1というお話もあるんです。そうすると合わせますと6分の5ですから80%以上の補助金があるんです。ですから83%となりますか。2分の1と3分の1、6分の5ですから83%になります。ですから、個人の負担は17%ほどになると思いますが、では村の補助金はどうするんだということ、できるだけ被災者の負担を少なくするため、村の補助金はそういうときは、皆さんと相談しますけれども、やはり受益者の負担は1割ぐらいはしようがないのかなという思いはあります。そういったことで検討させていただきたいと思います。

13ページをごらんください。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路維持費、13節委託料の除雪業務530万円の増

額は、2月8日及び15日の降雪による除雪作業委託料を増額するものであります。今回の雪は湿った雪のために大変困難な除雪作業となりましたが、昼夜を問わずに作業に当たっていただいた建設業者の皆様には、また、お手伝いをいただいた村民の皆様方にも感謝を申し上げますところであります。

2目です。2目道路の新設改良費、13節です。委託料の村道鮫川中学校線、ほか1路線舗装補修工事測量設計業務850万円の減額は、別途の事業の路面性状調査の成果が活用できたため、測量設計業務の一部が省略したことによる減額であります。

14ページをお開きください。

9款1項消防費、2目消防施設費、15節区工事請負費の消防ポンプ置場新築工事520万円の減額は、西山字宝木地内に建築を予定しておりましたが、用地の協議が結論、終わらなかったために減額するものです。

なお、この事業は26年度予算に計上して実施することにしております。今、用地がほぼ見つかったそうです。

17ページをごらんください。

17ページ、12款1項公債費、1目元金、23節償還金、利子及び割引料の長期債元金償還金7,613万円の減額は、臨時財政対策債において平成15年度借入金の利子見直しのため、一括償還する費用を計上しましたが、先ほど申しましたように、当銀行の都合で借りかえが不用となったための減額であります。

議案書の13ページをごらんください。

議案書の13ページ、第2表の繰越明許費についてのご説明を申し上げます。

6款農林水産業費、1項農業費農産物備蓄倉庫事業2,885万5,000円ほか9事業、合計1億9,114万4,000円の繰り越しとなっております。これだけ繰り越しになったんですね。

続いて、議案第13号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

議案書は16ページをごらん願います。

事項別明細書は21ページです。

補正前の予算額4億8,988万円に対しまして、今回846万6,000円を減額し、補正後の予算総額を4億8,141万4,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書の22ページをごらんください。次のページです。

22ページ、1款1項国民健康保険税であります。1目一般被保険者国民健康保険税補正は、合計の欄で181万4,000円の減額であります。主な理由は、被保険者人数の減少であります。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金の687万2,000円の減額は、国保加入世帯が所得が増加となったため国庫補助金が減額されたものであります。

23ページをお開きください。

4款の前期高齢者交付金1,884万円の減額は、65歳から75歳までの前期高齢者にかかわる医療費が見込みより減少したことによるものであります。

6款の1項1目1節の共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金371万7,000円の減額は、80万円以上の高額医療費給付金が見込みを下回ることによる減額です。

同じく、2節の保険財政共同安定化事業交付金942万5,000円の増額は、30万円以上の高額医療費給付金が見込みを今度は上回ることによる増額であります。

24ページをお開きください。

24ページ、8款繰入金の一般会計繰入金国保財政安定化支援事業489万円の減額は、国保税軽減世帯が見込みを下回ることにより減額するものであります。

同節の給付金2,000万円の増額は、保険給付金支払いの財源に充当するため、一般会計繰入金を増額するものであります。

歳出であります。

26ページをごらんください。

26ページ、7款1項共同事業拠出金、2目の保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金、補助及び交付金の保険財政共同安定化拠出金353万円の増額は、高額医療費支払いにおける負担平準化共同事業の負担増加によるものであります。

9款1項基金積立金、1目国保基金積立金、25節積立金の1,433万8,000円の減額は、保険給付費等の支払い財源が不足するため積立金を減額するものであります。

次に、直進勘定であります。

28ページをごらんください。

補正前の予算額8,091万6,000円に対しまして、今回1,015万8,000円を減額して補正後の予算総額を7,075万8,000円とするものであります。

歳入であります。

29ページをごらんください。

1 款診療収入、1 項外来収入、1 目国民健康保険診療報酬収入から6 目介護報酬収入までの合計において、988万3,000円の減額は各診療報酬収入が減収となる見込みのため減額するものであります。

30ページをごらん願います。

歳出です。

2 款1 項医薬費、3 目医薬品衛生材料費、11 節需用費の医薬材料費400万円の減額は、購入医薬品の一部をジェネリック医薬品を使用することにより費用軽減を図ったことによるものであります。

4 款予備費において389万6,000円を減額して診療収入の減額等に充当するものであります。

次に、議案第14号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書は19ページから20ページです。

補正前の予算額790万7,000円に対しまして、今回145万1,000円を増額し補正後の予算総額を935万8,000円とするものであります。

歳入であります。

今度は事項別明細書をごらんください。

事項別明細書32ページです。

歳入であります。

1 款使用料及び手数料の村営バス運行収入145万1,000円を増額は、村営バス運賃の増収によるものであります。

歳出です。

1 款総務費、1 項村営バス事業費、2 目の財産管理費、25 節積立金の財政調整基金100万円の増額は、運賃収入の一部を基金に積み立てするものであります。

次に、議案第15号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

議案書は21ページから22ページです。

予算の増減はありません。

事項別明細書の34ページをお開きください。事項別明細書34ページです。

3 款の予備費15万円を減額して施設管理費に充当する補正予算となっております。

次に、議案第16号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説

明を申し上げます。

議案書は23ページから25ページです。

補正前の予算額4億3,592万2,000円に対しまして、今回82万5,000円を減額し補正後の予算総額2億3,509万7,000円とするものであります。

歳入であります。

今度は事項別明細書です。すみません。

事項別明細書は36ページです。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、1節現年分特別徴収保険料148万1,000円の増額は、保険料の収入見込みの増加によるものであります。

4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、1節現年度分131万7,000円の減額は、基金からの交付金の減額変更によるものであります。

次に、37ページ、7款繰入金の1目一般会計繰入金、4節事業費繰入金、地域包括支援センター運営事業費繰入金の192万6,000円の減額は、同センターへの委託料の減額変更によるものであります。

歳出です。

38ページをごらん願います。

一番下です。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金の1,075万7,000円の増額は、居宅介護サービスにおける通所介護、通所リハビリ等の利用増加によるものであります。

39ページをごらん願います。

3目の地域密着型介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金826万円の増額は、グループホームの利用増加によるものであります。

4目施設介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金1,426万3,000円の減額は、介護老人施設、老人保健施設等にあきがなく施設利用が計画を下回ったことによるものであります。

次に、議案第17号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）です。

議案書の26ページから27ページをごらん願います。

補正前の予算額1,650万4,000円に対しまして、今回30万1,000円を減額し補正後の予算総額を1,616万3,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書は42ページをごらん願います。

1 款使用料及び手数料の 1 目交流施設使用料は、219万5,000円の減額であります。主な理由は、冬季間における施設利用の減少によるものであります。

2 款繰入金の一般会計繰入金200万円の増額は、施設使用料の減収補填のため繰入金を増額するものであります。

歳出です。

2 款予備費を119万7,000円に減額いたしまして、11節需用費のハイゲン窓の不具合の修繕費です。修繕料等に充当するものであります。

次に、議案第18号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

議案書は28ページから29ページです。

補正前の予算額 1 億2,066万1,000円に対しまして、今回 5 万3,000円を増額し、補正後の予算総額を 1 億2,071万4,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書の44ページをお開きください。

2 款繰入金の一般会計繰入金に 5 万3,000円増額し、歳出においては 1 款総務費の 1 項 1 目一般管理費を増額するものであります。

次に、議案第19号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

議案書の30ページから31ページです。

補正前の予算額3,430万円に対しまして、今回18万円を増額し補正後の予算総額を3,448万円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書は48ページをごらんください。

48ページ、1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節現年分特別徴収保険料113万1,000円の増額と、同 2 節の現年分普通徴収保険料95万1,000円の減額は、特別徴収と普通徴収保険料の区分変更の補正などであります。

以上で、議案第12号から議案第19号までの 8 議案につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第20号～議案第28号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第19、議案第20号 平成26年度鮫川村一般会計予算から日程第27、議案第28号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第20号から議案第28号までの9議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

平成26年度予算編成方針につきましては、冒頭の挨拶で申し上げたとおりであります。

一般会計、特別会計予算書をごらん願います。

1ページをお開きください。

議案第20号 平成26年度鮫川村一般会計予算であります。

予算総額は31億3,600万円であります。

次に、8ページをごらんください。8ページです。

前年度予算と比較しますと2億1,800万円、率にして7.5%の増額予算となっております。

歳入別における村税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入繰入金、繰越金、諸収入などの自主財源は6億9,400万円余りで、予算総額の22.1%であります。また国庫支出金、県支出金、地方交付税、村債などの依存財源は24億4,100万円余りで77.8%となっております。

7ページに戻ります。

第2表、地方債について記載しております。

辺地事業債は2,740万円であります。これは藪地区農道整備事業に充てることとしております。過疎対策事業費は5,650万円で村道鮫川中学校線、壇ノ岡線補修事業に2,200万円、医師住宅整備事業に2,270万円、過疎地域自立促進特別事業に1,180万円を充てることとしてお

ります。臨時財政対策費は1億円、災害復旧事業債は4,060万円であります。

起債の方法は証書借り入れまたは証券発行、年率は5%以内、償還の方法は起債日から30年以内の期間において資金の融通条件並びに村長の定めるところにより償還いたします。ただし村の財政の都合により償還金を短縮し、または繰上償還、もしくは低利に借りかえすることができるものとしております。

次に歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

10ページをごらんください。

1款村税、1項村民税、1目個人村民税9,500万円、2目法人村民税が1,420万円であります。村民税合計前年度対比で488万円の4.7%の率となっております。

2項1目固定資産税1億2,240万円であります。

3項1目軽自動車税は1,050万円に、4項1目村のたばこ税が710万円であります。

12ページをお開きください。

9款地方交付税です。

9款の地方交付税は14億1,285万7,000円で前年度と比較しまして1,237万8,000円、率にして1.2%の増額であります。要因は震災復興特別交付税の増額であります。

14ページです。次のページです。

13款国庫支出金の主なものですが、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節障害者保護費負担金4,325万7,000円となっております。

2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金9,056万6,000円あります。

15ページです。

2項国庫補助金では、3目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう補助金の社会資本整備総合交付金4,095万円は、村道鮫川中学校線、壇ノ岡線舗装事業の補助金であります。

その下の欄の2節住宅費補助金4,196万7,000円は、医師住宅整備事業、空き家再生事業などを含む補助金であります。

17ページであります。

14款県支出金です。

2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金の除染対策事業交付金事業費4,000万円は、青生野地区など30戸分の除染対策事業の補助金であります。

5項農林水産業資金補助金、1節農業費補助金の総額は1億6,460万6,000円あります。

このうち中山間地域等直接交付金が7,901万円、営業再開事業費は3,604万円となっております。これは農地除染30ヘクタール分の補助金であります。

同じく2節の林業費補助金9,092万7,000円を計上しております。このうち新たな事業の福島森林再生事業は、森林除染の効果を高める間伐促進事業の補助金であります。

20ページです。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は、簡易水道施設整備事業費2,500万円のほか、4事業に1億3,000万円を計上しております。

4目1節教育施設整備基金繰入金2,220万円は、小学校のプール解体等の費用を繰り入れるものであります。青生野小学校と鮫川小学校のプール解体です。

6目1節東日本大震災復興基金繰入金は、鹿角平観光牧場におけるクロスカントリーコース整備及び消防体制整備事業等に8,828万6,000円を充てることにしております。

21ページです。

21ページ、7目1節です。公有施設整備基金繰入金、こどもセンター合併浄化槽を新設事業費、その他の事業に4,410万円を繰り入れるものであります。

歳出予算であります。事業の主なものについてはお手元に配付しました26年度の一般会計費用事業調査をごらんいただきたいと思っております。

次に、特別会計に入ります。

92ページをお開きください。

92ページ、一般予算のほうは26年度の主要事業調書でご検討いただきたいと思っております。

議案第21号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計予算であります。

初めに、事業勘定です。

97ページですが、予算総額が4億6,124万1,000円で、前年度比910万円の減額予算となっております。

98ページの中ほどをごらんください。

国保世帯数が575世帯、これ枠外です。ちょうど間に書いてあるね。ちょっと小さいから見にくいと思いますが、国保の世帯数が575世帯、被保険者数は1,100人で前年度比45人減となっております。保険給付費見込み額は1人当たり33万3,937円、前年度比で3.6%増加すると見込んでおります。1人当たりの保険税額は9万3,488円となり、前年度比で5%の伸びとなっております。保険税の本算定においては国保運営協議会において審議され6月定例議会においてご審議をいただくことになっております。

次に、113ページをごらんください。

直進勘定です。

予算総額が7,069万4,000円で、前年度比270万6,000円の減額予算となっております。

114ページです。

1 款診療収入、1 項外来収入の合計は4,513万2,000円を見込んでおります。前年度比で162万円の減額となっております。

3 款繰入金の1 目一般会計繰入金は1,439万4,000円を計上しております。

歳出の主なものですが、116ページです。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費は医師に対する医業業務委託料を含む総額で、3,785万4,000円となっております。

117ページです。

2 款1 項医業費の合計2,615万2,000円となっております。

次に、123ページをお開きください。

議案第22号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算であります。

126ページです。

予算総額は1 億4,900万円です。前年度3,724万6,000円の増額予算となっております。

歳出の主なものは130ページです。

2 款施設費、2 項1 目施設整備費、15 節工事請負費の水口の送水管布設工事3,782万5,000円は、現在仮設で給水している送水管の本布設の工事費であります。鉾木田配水池新設工事2,487万8,000円は、配水池が老朽化したため平成26年度から平成28年度までの3 カ年の計画で改修を行うものであります。総額2 億1,000万円ほどで改修工事を完了するのではないかと思います。

次に、136ページをお開きください。

議案第23号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計予算であります。

138ページをお開きください。

予算総額が771万1,000円、前年度と比較しますと58万8,000円の増額となっております。

139ページです。

歳入の主なものは1 款使用料及び手数料のバス運行収入は447万3,000円となっております。

歳出の主なものです。

140ページです。

1 款総務費、1 項1 目村営バス事業費は763万円となっております。

次に、141ページをごらんください。

議案第24号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計予算であります。

143ページをお開きください。

予算総額が3,101万7,000円で前年度46万8,000円の増額予算となっております。歳入歳出ともほぼ前年同様の予算となっております。

次に、147ページをごらんください。

議案第25号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計予算であります。

150ページです。

予算総額が2億3,896万6,000円で、前年度比1,535万6,000円の増額予算となっております。歳入の主なものです。

151ページです。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1 号被保険者保険料は5,851万円です。平成24年度から26年度までの保険料は、標準月額で4,100円となっております。この保険料軽減分として福祉基金から848万3,000円を繰り入れすることとしております。

歳出の主なものですが、156ページです。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目から9 目までの合計が3億4,311万3,000円となっております。

次に、165ページをごらんください。

議案第26号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計予算であります。

167ページです。

予算総額が1,414万円で、前年度比41万円の増額予算となっております。歳入歳出はほぼ前年同様の予算となっております。

次に、170ページをお開きください。

170ページ、議案第27号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計予算であります。

172ページです。

予算総額が1億418万9,000円で、前年度比1,389万8,000円の減額予算となっております。歳入の主なものですが、173ページです。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目古殿町の負担金は5,887万2,000円で、前年度比1,305万5,000円の減額となっております。これは古殿町の幼稚園が自校調理方式となり、84

人分の負担金が減額となっているものであります。

次に、179ページをお開きください。

179ページ、議案第28号です。平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計であります。

181ページをお開きください。

予算総額が3,631万8,000円で、前年度比175万1,000円の増額予算となっております。

歳入の主なものは182ページです。

1款1項1目後期高齢者医療保険料2,036万円、2款繰入金の1目一般会計繰入金は1,595万3,000円となっております。

歳出の主なものは183ページです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は3,517万1,000円となっております。

以上で、議案第20号から議案第28号までの9議案についての説明を終わります。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

◎議案第29号～議案第31号の上程、説明

○議長（前田三郎君） 日程第28、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第30、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

事務局長。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） それでは、議案第29号から議案第31号までの3議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の32ページから33ページをごらん願います。

西野辺地の総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。変更の内容は、藪農道について路線名及び事業費の変更を行うものであります。

次に、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

議案書の34ページをお開きください。35ページもあわせてごらん願います。

西山辺地の総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、水口地区の送水施設整備の追加を行うものであります。

次に、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

議案書の36ページをごらん願います。

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの鮫川村体験交流施設「山王の里」の指定管理者の指定について議会の同意を求めるものであります。

過去6年間の実績に基づきまして、さめがわライフサポート代表蛭田晃氏を指定管理者として指定するものであります。

以上で、議案第29号から議案第31号までの3議案につきましても提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

10日から12日までは各常任委員会で議案調査をお願いします。

13日は午後1時30分から本会議を開きます。

なお、8日、9日は休会とします。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時47分)

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成26年第2回鮫川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年3月13日(木曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 2 議案第 6号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 3 議案第 7号 鮫川村社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 4 議案第 8号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 5 議案第 9号 鮫川村河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 6 議案第10号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 7 議案第11号 鮫川村肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例
質疑、討論、採決
- 日程第 8 議案第12号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算(第7号)
質疑、討論、採決
- 日程第 9 議案第13号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
質疑、討論、採決
- 日程第10 議案第14号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算(第3号)
質疑、討論、採決
- 日程第11 議案第15号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
質疑、討論、採決

- 日程第12 議案第16号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第13 議案第17号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第14 議案第18号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）
質疑、討論、採決
- 日程第15 議案第19号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
質疑、討論、採決
- 日程第16 議案第20号 平成26年度鮫川村一般会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第17 議案第21号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第18 議案第22号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第19 議案第23号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第20 議案第24号 平成26年度鮫川村集落排水事業特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第21 議案第25号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第22 議案第26号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第23 議案第27号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第24 議案第28号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算
代表質疑、討論、採決
- 日程第25 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
質疑、討論、採決
- 日程第26 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

質疑、討論、採決

日程第27 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について

質疑、討論、採決

日程第28 請願第1号 福島県内きのか原木産業の復興を求める意見書提出の請願について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

日程第29 請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

日程第30 陳情第1号 十日塚・野竹線の改良整備に関する陳情について

審査結果の報告、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで議事日程に同じ

追加日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

提案理由説明、採決

追加日程第2 発議第1号 福島県内きのか原木産業の復興を求める意見書の提出について

趣旨説明、質疑、討論、採決

追加日程第3 発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

趣旨説明、質疑、討論、採決

出席議員（11名）

1番 岡部 明君

2番 宗田 雅之君

3番 前田 雅秀君

6番 蛭田 武彦君

7番 星 一彌君

8番 関根 政雄君

9番 山形 郁夫君

10番 早川 正博君

11番 前田 武久君

12番 坂本 忠雄君

13番 前田 三郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
教 育 長	奥 貫 洋 君	総 務 課 長	芳 賀 亨 君
企 画 調 整 課 長	石 井 哲 君	住 民 福 祉 課 長	鈴 木 眞 理 子 君
農 林 課 長 農 業 委 員 会 長 農 林 課 長 農 業 委 員 会 長	本 郷 秀 季 君	地 域 整 備 課 長	近 藤 保 弘 君
農 林 課 長 農 業 委 員 会 長			
教 育 課 長	小 松 毅 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長	增 谷 隆 夫	書 記	渡 邊 敬
---------	---------	-----	-------

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

○議会事務局長（増谷隆夫） 諸般の報告をいたします。

代表監査委員より欠席する旨の連絡がありました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第5号～議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第1、議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第11号 鮫川村肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例までの7議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 鮫川村奨学基金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 鮫川村社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する
条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号 鮫川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を採決しま
す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号 鮫川村定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 鮫川村肉用牛特別導入事業基金条例を廃止する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号～議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第8、議案第12号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から日程第15、議案第19号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑は。

11番、前田武久君。

○11番（前田武久君） 第6款農林水産業費事項別明細書の11ページにありまして、農業等災害対策補助事業費補助金3,000万円、その中でパイプハウスに対する助成事業だと思っておりますけれども、パイプハウスに対する補助の対象内容、それについて質疑します。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） ただいまの質疑は、6款の1の3の農業振興費の中での19節の負担金補助及び交付金にあらうかと思えます。3,000万円を計上させていただきました。この3,000万円は、1,500万円が村の単独補助です。1,500万円が県の補助金を考えております。県の補助金2分の1であと村が2分の1ということで計画をしましたが、今いろいろ流動的であります。国の補助金が2分の1、そして県が3分の1というお話も出ております。

また、村のパイプの倒壊具合も当初計画した折は150棟でありました。今は180棟を超えています。この辺でいろいろ流動的ではありますが、極力農家の負担なしでせいぜい農家の負担2割までないような支援はできないかということで、皆さんと相談しながらこの補助支援対策は行ってまいりたいと思えます。今考えておりますのが国の補助金が2分の1、県の補助金が3分の1ですから、合わせますと83%ほどの補助になっています。残り17%村で負担

すればいいのかという計算になりますが、ただ、被害者要するに受益者がゼロではおかしいのではないかという思いもあります。受益者の負担も1割ぐらいを要求してはどうかという思いもあります。この辺流動的ではありますが、皆さんと相談しながらこの補助そして農家の生産意欲を内々施策で支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 既に何か村のほうから被害を受けた各受益者というか、そういう方にパイプハウスの損壊調査ですか、それは何か村のほうから各農家に行った場所もあるというように、パイプの購入先を業者に選定したみたいな形でもってそこから買って下さいというような呼びかけがあったと、役場職員からあったというふうな話を聞いているわけですが、そういう事実があったとすれば、中には別な業者からもう既にハウス直さないでおかれないから購入してそしてその準備を始めたというような農家もあるわけなんですよね。それで、そういう者に対してはその2業者から買わないでほかから買ったので補助該当にならないのかというようなそういう問い合わせもあったんで、そういうことが事実役場職員が出向いてそういう説明をしたのかどうか、その辺を聞きたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 購入先は村内での2業者ということで指定はしております。ただ、着工しちゃった場合にはおそらく補助対象外になると思います。これは調査をして申請をして許可になってからの着工になると思います。今既に準備をして建て始まった農家に対しての支援は村ではしないように考えております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） それは当然先行して始まっちゃったということになってある程度やっぱり農家の方が急いでやっちゃったものに対してはこれは問題があるかと思いますが、これから2業者以外のところから求めた場合も認めないのかどうかその辺。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） おそらくこれからの農林課の指導になると思いますが、おおよそが大體農協さんを通しての購入になると思います。その辺は利用者、しない者も組合を通して何人かで組合組織となって共同購入の形で支援ということになりますから、おそらく皆さん農協の組合員ですからその辺は漏れなく支援はできるのではないかと考えております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 質疑3回となってしまいうけれども、今ちょっと答弁が詳しくないいで、農協以外の2業者というのはどこなんですか。それと、大体今は農家でも便利さからいって、名前挙げてもいいんですけれども、トマトとかそういう農業資材専門に扱っているような業者のところさ行って買ってくる人がかなりいるんだわね。そうすると、やっぱりちょっとこう行きやすい取引があるっていうようなことで、そういうところから持ってきたいというような農家の方もあると思うんですよね。だからその2業者に選定しちゃって果たして農家に対して便宜を図れるのかどうか、決してよそから買っても悪くないと思うんですが、その辺、村長。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員の再質疑であります。まずパイプの資材がほとんど間に合わないのが事実なんですね。ですから相当全国組織を持っているおそらく農協、経済連の力を借りないとこの災害復旧事業は無理だという考えのもとで計画した事業だと思います。個人的な話ですが、個人の業者ではもうほとんど手配できないのが事実です。ですから、おそらく窓口はJA東西しらかわ一本になるのではないかと考えております。

なお、詳しいことは担当者より説明をさせます。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（本郷秀季君） 基本的にパイプ資材の共同購入によるその費用の補助というようなことで扱いになります。それで、今2社というような業者の数ありましたけれども、生産組合、農家の方で組合を3個以上組織しましてになれば、新たに別な納入業者からの購入も3個以上であれば対象になるというような扱いにはできます。個人の3個がまとまれば、そういう購入相手先がまた別にそれは補助申請をしていくようになります。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 3個以上の組合組織をすれば、求めることはできるということですが、その答弁漏れの2業者というのはどこなのか、その辺。

○議長（前田三郎君） 農林課長。

○農林課長（本郷秀季君） 2つの業者ですが、JAと大楽米肥店でございます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 了解。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号 平成25年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 平成25年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 平成25年度鮫川村村営バス事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 平成25年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 平成25年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 平成25年度鮫川村交流施設特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 平成25年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 平成25年度鮫川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号～議案第28号の代表質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第16、議案第20号 平成26年度鮫川村一般会計予算から日程第24、議案第28号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算までの10議案を一括議題といたします。

暫時休議いたします。

（午後 1時49分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時52分）

○議長（前田三郎君） これから代表質疑を行います。

順番に発言を許します。

総務文教常任委員、8番、関根政雄君。

○8番（関根政雄君） 総務文教委員会を代表いたしまして、議案第20号 平成26年度鮫川村一般会計予算について代表質疑を1点に絞りさせていただきたいと思っております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節の中での報酬、行財政改革推進委員の報酬を計上している内容については、担当課より説明を受けました。その内容につきましては、行財政改革のための会議及び庁舎内の各課の見直しを含む行財政改革の検討会議ということで説明を受けましたが、その必要性と推進策の基本的な方針と計画についてお伺いをいたします。

また、同じ項目の中に職員研修会の講師謝礼というものを計上計画しておりますが、人材育成の視点からもその計画や開催趣旨についてもあわせて村長のお考えをお伺いをいたします。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 総務文教常任委員会を代表しての8番、関根政雄議員の質疑にお答えを申し上げます。

初めに、行政改革推進委員会についてのお尋ねについてお答えを申し上げます。

この委員会の設置目的は条例により規定されておまして、社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政の実現を推進するため設置されたものであります。これまでの行政改革は、平成16年度において行政改革推進委員に8名の方を委嘱いたしまして取り組みをされております。

当時の本村の情勢を申しますと、平成15年7月に行われました住民投票において、合併をせず自立する道を選択するという出来事がありました。当時は三位一体の改革などで地方交付税が大幅に削減されることになり、厳しい財政運営に直面したわけでありました。当時の未曾有とも言える財政困難からの脱却を図るために、平成8年度に制定した第2次鮫川村行政改革大綱に基づいて、鮫川村行政改革推進委員会を設置し、委員には議会議長さん、商工会

副会頭さん、区長さん、民生委員、教育委員などの8名の方に委嘱をいたしまして、難局の解決に取り組んでいたわけであります。平成16年度からの行政改革実施の内容を申しますと、概要であります。1つとして公共料金の改正において幼稚園の授業料、水道使用料などの引き上げをお願いしました。2つに敬老祝い金、非常勤特別職の報酬、費用弁償を減額させていただきました。3つ目に各種職員手当の廃止及び減額を行いました。また、役場組織機構の見直しを行いました。4つとして議会においては報酬の特例に関する条例改正により、報酬月額を減額させていただきました。これらの協力によりまして、村が自立するための財政基盤を確立することができたものであります。

平成26年度予算において、行財政改革推進委員会の報酬を計上させていただきましたが、委員会を設置する目的の重点として考えることは、第1点は村が行う住民サービスのあり方を検討することであります。例えば体育施設、図書館などの公共施設管理を外部に委託することなどであります。2つ目に住民サービスを担う役場組織のあり方を検討することであります。職員の定員管理や課、係を再編することについてご意見をいただく予定にしております。具体的な内容につきましては、村長以下職員で構成する行政改革推進本部において委員会に対して諮問をいたします事項を検討していきたいと考えております。

次に、職員研修についてのお尋ねにお答えを申し上げます。議員ご指摘のように、職員に能力資質向上のために研修を行うことは大変重要であります。本村の大学の講義を生かして学生の調査、研究の成果を発表する機会に職員を参加させております。最近では、宇都宮大学の農村調査の成果発表会、また東京農大あるいは大妻女子大の活動報告会に参加することにより、職員が研究成果を学ぶ機会となっております。全職員に対しての研修会は平成22年度において接遇研修会と交通安全研修会を実施しております。予算を措置しました平成26年度の研修についての詳細はこれから検討することになりますが、業務改善や職員の能力向上に役立つものを実施したいと考えております。

以上で8番、関根政雄議員の代表質疑に対する答弁とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） ただいまの答弁の内容にもありましたとおり、住民サービスをどうやって向上させるのかという問題、さらには新たな振興計画とか、新しい行政の計画に基づいた財政のベクトル、それから組織の課の見直し改革ということでありました。役場内に推進本部を設けてそして委員会に諮問するということであります。手順とすれば間違いなく現場の職員の現場のさまざまな問題を課題を洗い出して、そして諮問機関といえますか、委員会

のほうで検討していただくという手順でよろしいかと思えます。

先般、第4次振興計画に基づいてだと思えますが、村民に1,000名近くの1,000件ですか、1,000名近くのアンケートを実施した経過がありますが、そういった村民から返ってきたアンケートの中身にはお褒めの言葉もあり、また厳しいご意見も、特に職員に対してのそういったご意見もあったかどうか、それらをこのような新しい行財政改革の中で反映させるのか否かが1つ。

それと、職員研修としてさまざまな研修会に今まで出てきたという話ですが、今現在行政関連団体、財団、特に東京財団等につきましては地方公共団体の職員のセミナー、非常に特に若い世代の職員のセミナーが非常に頻繁に行われております。また、数々のボランティア体験とか、そういった職員の事務的な能力向上だけでなく、社会的にも信頼される職員の育成、そういったセミナーとか活動もさまざまに行われておりますが、そういった新たな取り組みに新たな職員の私は1回の講師講演10万円等の講師謝礼ではなかなか職員研修は少ないと思えます。そういった中で数々やっぱり職員の資質を高め、そして村民の期待に応えるような自慢の役場の構築、我々も同じであります、そこに力を注ぐべきと考えますが、村長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の再質疑であります。

まず最初のアンケート調査の結果を行革に反映するののかという質疑であります、これは当然この第4次振興計画の中での事業あるいは村づくりについての設問もあります。こういったことを当然参考にするためのアンケート調査でありますから、十分参考にさせていただきたいと思えます。

またこの行政改革、行政もそうですし財政もそうです。こういった中に入っているとなかなか見えない部分があります。こういった外の目で見るとその辺で判断していただくのも一つの方法かと思っております、その辺は十分に参考にさせて頂いて利用させていただきたいと思えます。

あと職員の研修会で今おただしの分は中央での研修会あるいは民間での研修会に職員を研修させるときはあるのかなのかというおただしであります、村では新任職員の場合には年2回1週間ほど福島市の自治研修センターですか、あそこでやっております。あとは複数部署の昇格した職員の研修は3日ほどであります、毎年これも自治研修センターで行っております。その辺で意識を高めながら職員の研修なんかは職員みずから希望で、仙台に研修

会があるから行ってよろしいとかそういった申し出もあります。こういったことで村民の希望に応えられる職員になるように研修会を積極的に取り組んで参りたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 大変な改革をしようとするときには、大きな壁を乗り越えなくてはならないと思います。職員研修につきましても、また我々どものこの議会も含めまして大変期待をするところであります。大きく改革しようというときには奇想天外といいますか、特に若い職員とか若い村民の角度の違った考え、こういったものに大変ヒントが隠されておりますので、そういった若い人が意見を出しやすいようなセミナーですね、そして研修会にさせていただくことを希望して私の再質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（前田三郎君） 次に、産業厚生常任委員、1番、岡部明君。

○1番（岡部 明君） 産業厚生常任委員会を代表して質疑します。

議案第20号 平成26年度鮫川村一般会計予算について3点ほど伺います。

1つ目、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、14節使用料及び賃借料の緊急通報システム借料86万4,000円の内容について伺います。

2つ目、4款衛生費、1項保健衛生費、5目診療所費、診療所運営事業医師住宅整備事業4,033万6,000円の事業内容について伺います。

3つ目、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、13節委託料のふくしま森林再生事業業務9,038万2,000円の内訳の、森林放射性物質対策4,539万2,000円、森林整備、路網整備4,499万円の業務内容について伺います。

○議長（前田三郎君） 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

村長。

○村長（大樂勝弘君） 産業厚生常任委員会を代表しての1番、岡部明議員の3点の質疑に対してお答えを申し上げます。

まず最初の質疑であります、緊急通報システムの質疑にお答えを申し上げます。

緊急通報システム貸与事業はひとり暮らし高齢者や重度身体障害者の日常生活における不安感の解消と、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応がとれますよう整備業の認定を受けておりますアイネット株式会社から緊急通報システムを借用し、希望する高齢者へ対応する事業であります。現在ひとり暮らしの高齢者63名のうち14名が利用しているところであ

ります。平成26年度は消費税が8%になることから月額4,536円の借料であります。利用者から540円の負担をいただき、残りの3,996円を村負担とし、86万4,000円の予算を計上したところであり。利用者からの540円ということは月額です。年額に直しますと6,480円になります。ですから、大体年間村負担は4,000円なんですね。4,000円で18名分で86万4,000円の予算を計上させていただいたということでもあります。ひとり暮らし高齢者につきましては村社会福祉協議会に委託し、高齢者お助け事業により安否確認等の自宅訪問なども実施しているところではありますが、いつ異常が発生するか想定できない状況でありますので、このシステムは24時間対応でありますので、高齢者からの火災、病気など緊急通報を受信指定された家族、協力者、消防署などに連絡する有効なシステムと考えております。この事業は民生委員さんのご協力を得てひとり暮らし高齢者の友愛訪問等の際に事業のPRや申請受付をお願いしております。

議員各位におかれましても、お勧めをいただき、ひとり暮らしの高齢者の安全確保にご協力をくださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

次の2つ目の4款衛生費の質疑にお答えをさせていただきます。医師の住宅整備事業についてであります。医師住宅の建築につきましては医師確保が困難な状況にある中、村民の生命維持、健康保持増進に努めていただく医師を確保し、この中山間地域であり、僻地である鮫川村へ招致するにはできる限りの条件整備を図り、よりよい環境を提供するために医師住宅整備は必要不可欠な条件の1つであると考えているところであります。事業に係る当初予算の内訳であります。設計業務委託料に350万円、工事管理業務委託料に150万円、地質調査業務委託料に20万円、建築工事請負費に3,500万円など概算での計上をさせていただきました。4,020万の内訳です。いいですか。設計業務委託料に350万円、工事の管理業務委託料に150万円、地質調査業務委託料に20万円、建築工事請負費に3,500万円であります。財源につきましては、社会資本整備総合交付金事業1,750万円、過疎債2,270万円を充当するものであります。4月から新医療に当たる佐藤医師につきましては、一般質問にもお答えしましたように越虫の移住交流促進住宅に当面居住をいただくことにしておりますが、できる限り早く年度内完成を図りたいと考えておりますので、ご協力をお願いするところであります。

次に、3点目の農林水産業費の質疑にお答えを申し上げます。

3点目はふくしま森林再生事業についての質疑であります。ふくしま森林再生事業のまず目的は、原発事故によって森林が広範囲に放射性物質の影響を受け、森林整備や林業生産活動が停滞している中、間伐等の森林事業を施し、森林の広域的機能を維持しながら放射性物

質対策を行い森林の再生を図るものであります。当事業は新規事業として平成25年度から開始されているものであります。

本村では、村全体の計画作成業務として計画面積が6,100ヘクタールと初年度の年度別計画作成業務と同意取得業務として30ヘクタール、実施箇所といたしまして戸草地区を対象に今年度委託発注をしているところであります。

なお、今議会において繰越明許事業として提案させていただいているところであります。従いまして実質的な事業の実施は翌年度平成26年度からになる状況になっています。

さて、平成26年度予算の事業内容であります。事業の種目は2つとなります。

1つ目が4,539万2,000円の内訳です。1つ目が放射性物質対策事業です。今年度の年度別計画作成業務30ヘクタール分で306万3,000円です。同意取得業務で同じく30ヘクタール分で328万8,000円。この場所は村全体計画の作成ができてから箇所選定する予定になっております。施業における総合管理業務1件3,104万1,000円。表土流出防止、これは計画であります。これは300メートルぐらいで間に合うのではないかとこの計画であります。300メートルで240万円。枝葉等の処理、枝とか葉っぱの処理です、これは30ヘクタール分で450万円。この施業箇所は戸草地区を対象に実施いたします。発注するための積算業務1件で110万円となっております。この放射性物質対策事業につきましては10割が全てが県の補助事業の対象になります。

2つ目の森林整備、路網整備の事業の内訳です。これは4,499万円の内訳です。間伐による森林整備が30ヘクタール分で3,099万円。路網整備、作業道ですね、これが4,000メートルになっています。1,400万円となっております。事業箇所は放射性物質対策事業と同じく戸草地区を対象に実施したく計画をさせていただきました。森林整備につきましては、針葉樹につきましては立ち木の30%の間伐事業です。こちらの事業の補助率は72%となっております。補助残については震災特別交付税で措置される予定であります。

なお、この事業費については概算事業費でありますので、変更することもありますのでご理解をいただきたいと思っております。

以上で、産業厚生常任委員会を代表しての岡部議員の質疑にかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） 再質疑させていただきます。

1番の緊急対応のシステムのほうについては、課長から説明は受けたんです。それで64名中14名しかやっていないということは実際本当にこれが緊急システムで役に立っているのか、

そういう思いと、あとはこの料金制になる前は何か産業厚生委員会の中では無料だっていう話があったそうです。無料から有料になってからどんどんやめている、そういう状態なんだと思うんです。実際高齢者の方にとっては今この年金の中で4万円くらいが年金の中から今度介護から、例えばこの540円のその金額もやっぱり負担になってくるのかな、そういう思いでこれは高齢者にとっては負担だと思えば、緊急だということもあるし、それでひとり暮らしとなるとなかなか連絡もつかない。それで、隣同士が遠い、わからない、そういう状態の中で何とか地域の見守りという形が取れたらば、それはいいことなんではないかなと思ってと、それについても無料化のほうを検討していただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 岡部議員の再質疑であります、緊急通信装置についての無料化についてのおたただしであります、実は課長に命じまして隣接町村の実態を調査させていただきました。棚倉町とか埴町は非課税世帯は負担なしでやっているようです。非課税世帯のみ負担なし。あとほとんどが課税世帯は全額補助金なしで利用者負担だそうです。非課税世帯だけ負担なし。あとは非課税世帯のみであとは全額利用者の負担を強いているということです。この事業は平成7年度に国庫補助金事業全額補助金で始まったんですね。これは国はすぐそういうことやるんですね。平成19年に補助事業が廃止になったんですね。ですから、12年間利用者負担なしでやっていた事業が国の都合で廃止になってということであります。果たしてそれが利用者にとりましていかなものかというのをまずこれから見きわめながら、ただ私は課税世帯も非課税世帯も高齢者は同じなんですよね。ですから、そういうことではなくて一部負担はやむを得ないのかなという思いでありますし、一部村の補助金もやむを得ないのではないかなという思いでありますので、差し当たり今のままでご協力をいただきたいと思います。

なお、この16人でいいのかというおたただしであります、地元の民生委員等でしっかり状況等を調査しながら、本当は一番いいのは地域での見守りをできる、そんな支え合う地域づくり、村づくりが私はベストだなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） 今のお答えの中なんですけれども、うちのほうでも去年だか2日ぐらいたってから亡くなったという人もいまして、あの地域鮫川は本当に隣同士が1キロぐらいある、100メートルぐらいあるというのが普通な地域なものですから、なるべく無料化のほうを検討しながらお願いしたいと思います。

じゃ、2番に移ります。住宅の件でちょっと話したいと思います。今度の佐藤先生という先生が24時間対応してくれるということで、先生の診療所からの距離とかそういうことを考えると村長さんが言った場所が森林組合のあの場所という話がありますけれども、診療所から行くとかなり遠いと思います。それで、できれば診療所の近く、ちょっと話が出たのは向かいの田んぼとか、畑とかというそういう話も出ていましたし、本当に近いところで対応してもらおうと急患のときの患者への対応ですか、それが敏速にできると思います。あとは周りの先生につき添う看護師さんらも一緒に敏速にできるのかなと思います。それと同時に、結局先生がそうやって24時間やってくれるということで救急車の出動とか、あとは住民の命を守るということでも大切なことではないのかなとそう思っています。お願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 岡部議員の医師住宅の再質疑であります。私が提案させていただいたのは森林管理署の向かいでありますから、直線にして1キロほどではないかと思います。これが遠いという遠距離であるという話ですが、確かに距離は遠いんですけど、ただ旧診療所は借地なんですね。旧診療所の医師住宅は借地なんです。なかなか地主さんと交渉しているんですけど、理解がいただけなくて今も借地の状態で続いております。やはり村の恒久的な施設は借地でなく自前の土地に設置したいという、建設したいという思いであります。また今これから田んぼや畑をお願いするときに果たして今年の建築に間に合うのかということになります。ぜひ高齢者でもありますし、私の今お願いした場所は見渡しのいい老後の住宅にはとても環境のいい場所ではないかという考えでありますので、散歩でなら歩いてでも1キロぐらいは診療所にお勤めいただくことができるのではないかと思います。夜間の場合にはちょっと不便になります。なかなか土地が鮫川村ないものですから、公的な村での土地はなかなか思いつかなかったものですから、その辺でご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） 土地を確保するとか、その内容を近くに持ってくるということは早答では無理だと思いますけれど、なるべく診療所の近くに先生の負担のないように、また敏速に対応できるような考えのもとに土地を探してもらい、また購入してもらい、そういう考えでやっていただきたいと思います。お願いします。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 今岡部議員の関連質疑について村長の考えをお伺いしたいと思います。一般質問でもある程度村長の内容はあらわしていただきました。また議案調査の中でも課長

からそれを返答はお聞きしました。

実は昨日、埜に勤務されている先生とたまたまお会いする機会がございましたので、向こうの先生のほうから鮫川でもお医者さんが2人来るんですねというような問いかけから約30分ぐらい話しました。その中において、85歳という年齢の先生が来てくださるということに対しては、非常に我々も頭の下がる思いであります。それで、村長が医師の住宅候補としてひだまり荘の上の土地を選択されているようですけれども、実際当事者になれば、1キロ云々の問題よりも、やはり勤めるいわゆる鮫川の場合は診療所ですが、その近くでないとかやはりなかなか難しいのではないのかというような、その先生の話もありました。なぜかという、現在来てくださっている先生は水木金と週3日勤務なんですよ。今度来てくださる先生はそれ以外の日にちを緊急対応するというような話ですよ。そうすると、これは先生同士じゃないとわからないと思うんですが、例えば水曜日の日中は現在の先生が来てやってくださる。その時間外になって急応対応に入ったときに、一旦佐藤先生にもやっぱり診療所に一旦顔を出すとか、あるいはその診療所の中のいろいろ物色するといいますか、物を、調査用紙とか、書類とか出す部分があると思うんですよ。そうした場合にどうしてもそういう2人体制で緊急対応もやるということ非常に時間がかかるというような話もしていました。ですから、これは当然診療所の近くに、これは村としても考えてくれれば、求めてやるのが当然ではないですかというような話も聞いております。特に今度埜の厚生病院の医療対応が非常に変わるらしいんです。そういう関係で、その先生はたまに厚生病院に要請が行くらしいんですが、これからますます緊急対応といいますか、夜間でも時間外でもやっぱりそういう問い合わせが多くなるのではないかと、そういうような先生の話は危惧をしております。そうするとなおさら今度はその先生に対する運転、足の確保の問題、そういうことも当然村としては想定していかなきゃならないとそういうふうに感じます。ですから、先生が診療所の近くに住まいを構えれば、それは運転手を確保する前に診療所に来てある程度の対応もできるとそういう利点もあると、そういうもろもろの絡みでぜひ診療所近辺に、鮫川村でも実際土地はないわけではないので、ぜひそういう点をお含みをいただき、その先生の年齢からいって負担をかけないような方法をとっていただきたいと思っておりますけれども、村長の考えをひとつお聞きしたいと思っております。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の再質疑であります。医師住宅を診療所のできるだけ近くというお話ですが、村の土地で近くにというのは本当に難しいんですよ。ただ、

岡部議員の質問の中に、付近の田んぼとか畑を買ってということになりますと、1年かかりますよね、許可が出てくるまで。そのような猶予は私は、待つのではなくてもっと近くに土地が転用でない土地が宅地があればその辺考える必要がある、どうしてもなかった場合にはということで近くに全力で探してみます。なかった場合には1キロぐらいの距離はやむを得ないのではないかという思いでありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（前田三郎君） 7番、星君。

○7番（星 一彌君） 当初佐藤先生は越虫住宅に、新しい家ができるまでは仮住まいというか、住むというふうなお話でしたね。どうでしょう。トンネルの今4棟建設をやっていますけれども、最終的な診療所の近くにはできるまではあの住宅に仮住まいというのは失礼ですが、移動してもらってこっちができるうちという方法はないわけではないと思うんですよね。というのは、越虫の住宅は夏の期間、秋の期間まではいいと思うんです、確かに。ただ、それ以上の冬期間という年齢的ないろいろ問題を踏まえると、一冬まではあそこではかわいそうではないのかなと。そういう観点からするとやはりトンネルの入口にある住宅ができれば、あそこさとりあえずこっちの目的達成のために住んでもらうという案もないわけではないと思うんですよね。その辺はいかがでしょうか。ご検討願いたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 7番、星一彌議員の代案はとても素晴らしい案だと思っております。確かにそのとおりです。伏木田のあの住宅は定住促進でありますから高額な給与所得者でも入居できます。公営住宅とは違います。おっしゃるとおりでありますので、その辺最優遇策で、今空いた施設は順番待ちなんですね。正しく言うと今6人ほど、佐藤先生のあそこに今日すぐ申し込んでも7番目ということになりますから、順位があると思いますが、トップに村の皆さんの思いを入れてもらってあの伏木田地内に住んでもらう、それはとてもいい方法だと思います。ただ、医師の住宅は今年度の予算で計上させていただきました。今年度中に着工しなければ、私はならないと思います。ぜひ皆さん方で納得のいく土地をお探しいただきたいと思います。ただ、村では法外な坪当たりでなんぼで買うような考えはさらさらありません。できれば村道敷地ぐらいの値段で土地は購入したいと思いますので、その辺も皆さん方ご承知おきで土地の紹介をいただければと思います。どうしてもないときには村の土地を利用させていただきます。

○議長（前田三郎君） 1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） 3番目の森林放射性物質の森林再生事業についてなんですけれども、

これが今予定としているのは6,100ヘクタールと、実際30ヘクタールというとかかなり小さい面積なのかなと思っています。実際私のところが今回除染をしてもらって高い問題でやってもらいましたが、空間線量で0.1下がったくらいです。0.1下がっただけでも十分住める地域になってきているのかなと思っています。ただ、針葉樹、杉、ヒノキの常緑樹の下ですか、この常緑樹の下はちょっと実際私もはかってみましたが、0.3から一番高いので3.0まで上がった。実際村の除染の中で住宅周り20メートルってやってもらいましたが、ほかの残りの結局後ろの山に大きい杉山があるとか、あとは営林署関係の大きい杉山があるとなると、その下流にある住宅、それが飲み水関係がかなり汚染されると思います。それで今回戸草地区ということで順次計画的に除染対策をすると思いますが、住宅の近辺とかそういうところを調査しながら、高いようなところを先に事業を進めてもらうという形でお願いしたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 1番、岡部議員の除染の順位ですが、この除染じゃなくてこれは間伐事業なんですね。この森林再生事業なので本来の目的は決して除染ではないんですね。この除伐間伐することによって、10%から20%近くが線量が下がるということが一つの目的でありますので、この計画は6,100ヘクタールというのは、村全体の全部の山です。もちろん森林区、国の山を除いてです。国の山はおそらく4,000ヘクタールほどあると思います。村では村全体で9,800ヘクタールぐらいですか。それですから、全部村の山が入るわけですが、農林課で計画したのが東野に持ったのは当然これは村で一番線量の高い地域で民地が多いということで選定したつもりであります。ですから、岡部議員の意向には沿っているのではないかと思います。この東野地区から、戸草地区から始まりまして、これが十日塚地区、石井草地区にこの事業が進んでまいると思います。

○議長（前田三郎君） 1番、岡部君。

○1番（岡部 明君） わかりました。広大な面積の中を線量を下がるように努力してもらって、村にも頑張ってもらいたいと思います。それにしても、村の住みよい鮫川村を目指すということでは当たり前のことですので、この質疑に対してはよろしくお願ひしたいと思ひます。

質疑終わります。

○議長（前田三郎君） これで、代表質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号 平成26年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 平成26年度鮫川村国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 平成26年度鮫川村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 平成26年度鮫川村村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 平成26年度鮫川村集体排水事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第25号 平成26年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第26号 平成26年度鮫川村交流施設特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 平成26年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 平成26年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号～議案第31号の質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第25、議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから日程第27、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの3議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

（午後 2時44分）

○議長（前田三郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時56分）

◎請願第1号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第28、請願第1号についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県内きのご原木産業の復興を求める意見書提出の請願についての審査結果についての報告を求めます。

産業厚生常任委員長、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 請願審査結果報告。

事件名、請願第1号 福島県内きのご原木産業の復興を求める意見書提出の請願について。審査の経過。産業厚生常任委員会に付託された本請願について、3月11日午後1時から委

員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。平成23年3月11日の原発事故後、原木から栽培されたキノコも摂取制限の基準値を超えるものが出るなど、現在も一部の市町村において摂取、出荷制限がかかっています。このままの状態では、県内の原木産業、原木キノコ農家は廃業に追い込まれることとなります。森林の持つ機能の治山治水能力を維持するためにも、福島県内にとって、さらには国にとっても大事な産業である原木産業を復興していく山林除染施策の推進が必要と意見が一致、採択と決定しました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告をいたします。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県内きのご原木産業の復興を求める意見書提出の請願についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎請願第2号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第29、請願第2号についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発

効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

○11番（前田武久君） 請願審査結果報告をいたします。

事件名、請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された本請願については、3月10日午前9時45分から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。この請願は前回も提出され、現在の福島県最低賃金は時間額675円であり、最低賃金の引き上げについては2013年に政府が決定した経済財政運営と改革の基本方針並びに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、2010年に合意に至った政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標としてできるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円を目指すこととされている。非正規労働者の所得向上と消費税率による影響も考慮するとともに経済実勢に見合った水準の引き上げが必要と考える。よって、採択と決しました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから請願第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎陳情第1号の審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 日程第30、陳情第1号についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託いたしました陳情第1号 十日塚・野竹線の改良整備に関する陳情についての審査結果について報告を求めます。

産業厚生常任委員長、星一彌君。

○7番（星 一彌君） 陳情審査結果報告を申し上げます。

事件名、陳情第1号 十日塚・野竹線の改良整備に関する陳情について。

審査の経過。産業厚生常任委員会に付託された本陳情について、3月11日午後1時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定しました。

理由。現在村道江堀那倉線及び江堀牧野線を利用しておりますが、冬期間には積雪や路面凍結により走行が困難となり、埴町那倉地内を迂回するという大変不便な生活をしております。地域住民の生活道路として十日塚・野竹線の改良整備が必要と意見が一致、採択と決定しました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、ご報告を申し上げます。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号 十日塚・野竹線の改良整備に関する陳情についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 3時08分）

○議長（前田三郎君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時09分）

◎日程の追加

○議長（前田三郎君） お諮りします。

ただいま、村長から諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての1諮問が提出されました。また、発議第1号 福島県内きこの原木産業の復興を求める意見書の提出について、7番、星一彌議員から、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、11番、前田武久議員からそれぞれの所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎諮問第1号の上程、説明、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいま議題に上がっております芳賀亨君を除斥いたします。

芳賀亨君、退場願います。

〔総務課長 芳賀 亨君 退場〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

○村長（大樂勝弘君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてのご説明を申し上げます。

鮫川村の人権擁護委員、ただいまは3名体制で人権擁護のための事業に取り組んでおります。佐藤文夫氏と水野きよ子氏、そして津田彰夫氏の3名であります。うち津田彰夫氏が平成26年6月30日をもって退任したいという申し出がありました。この後任として、現職であります。総務課長の芳賀亨君が3月31日をもって定年退職となります。退職後、任期が7月からの任期となるわけですが、お願いをしまして何とかお務めいただくということで、3年間お願いするように推薦をさせていただきました。

どうぞ、総務課長芳賀亨氏の人柄等については皆さんご承知のとおりであります。鮫川村役場職員として入職したのが昭和47年であります。以降42年間今日まで村の職員として立派にその職務を全うした方ありますので、どうぞ人権擁護委員としても十分その責任に耐えかねるのではないかとということで、推薦をさせていただきました。

皆様方のご賛同をお願い申し上げ、説明とかえさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

本案は、芳賀亨氏が人権擁護委員に適任者であることを議会の意見として答申したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号を諮問どおり答申することに決定いたしました。

芳賀亨君の入場を求めます。

〔総務課長 芳賀 亨君 復席〕

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第2、発議第1号 福島県内きこの原木産業の復興を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第1号 福島県内きこの原木産業の復興を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田三郎君） 追加日程第3、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、増谷隆夫君。

〔議会議務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出された

ものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長（前田三郎君） 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成26年第2回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

（午後 3時29分）

上記会議次第は事務局長増谷隆夫の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署 名 議 員 早 川 正 博

署 名 議 員 前 田 武 久